

中期目標期間見込評価書（案）

自：平成 31 年 4 月 1 日

至：令和 6 年 3 月 31 日

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)		(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用
評価に至った理由	(項目別評価の分布や、下記「2. 法人全体に対する評価」を踏まえ、上記評価に至った理由を記載)	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	(項目別評価及び下記事項を踏まえた、法人全体の評価を記述)
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	(法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評価に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評価に反映されていない事項などを記載)

3. 課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	(項目別評価で指摘した課題、改善事項で、組織及び業務全般にわたる検討、新中期目標の策定において特に考慮すべき事項があれば記載)
その他改善事項	(上記以外で今後の対応の必要性を検討すべき事項、政策・施策の変更への対応、目標策定の妥当性など、個別の目標・計画の達成状況以外で改善が求められる事項があれば記載)
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	(今後、改善が見られなければ改善命令が必要となる事項があれば記載)

4. その他事項	
監事等からの意見	(監事等へのヒアリングを実施した結果、監事等からの意見で特に記載が必要な事項があれば記載)
その他特記事項	(有識者からの意見があった場合の意見、評価の方法について検討が必要な事項など、上記以外で特に記載が必要な事項があれば記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	健康被害救済業務		
関連する政策・施策	政策目標：許可医薬品等の副作用又は許可生物由来製品等を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：救済業務の公共的重要性にかんがみ、健康被害救済に係る制度について、広く国民及び医療機関等に周知を行うよう努めるとともに、関係機関との緊密な連携の下に、適正かつ能率的な業務運営に努める。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 15 条第 1 項第 1 号及び第 2 号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】医薬品等の副作用等により健康被害に遭われた方の救済を正確かつ迅速に行う必要がある。 【難易度：高】先進的な医薬品が次々と承認され、医療は高度化の一途を辿っている。また、高齢化の進展に伴い、多剤服用等により副作用発生頻度の高い高齢者の増加も見込まれる。このため、医学的薬学的判断のための調査業務が高度化、複雑化し、近年増加している難解な請求事案が一層増加することが予測される。請求事例の困難度及び請求件数を自らコントロールすることができない救済制度の運営において全請求件数の 60%以上を 6 月以内に処理することは、極めて難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度				1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
請求から支給・不支給決定までの事務処理期間等（計画値）	決定をした全決定件数のうち、60 % 以上を6 ヶ月以内に処理	決定をした全決定件数のうち、60%以上を6 ヶ月以内に処理	決定をした全決定件数のうち、60 % 以上を6 ヶ月以内に処理	同左	同左	同左	同左			予算額（千円）	3,918,849	3,819,486	3,729,987	4,284,042	
請求から支給・不支給決定までの事務処理期間等（実績	－		72.3%	55.0%	83.2%	90.2%				決算額（千円）	3,386,218	3,607,565	3,302,076	3,402,981	

	値)															
											経常費用（千円）	3,653,200	3,567,938	3,305,648	3,398,069	
											経常利益（千円）	822,600	1,050,089	944,816	1,623,409	
											行政コスト（千円）	3,666,177	3,567,938	3,305,648	3,398,069	
											従事人員数	39 人	40 人	38 人	39 人	

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 2）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込み評価)		(期間実績評価)	
	1 健康被害救済給付業務 健康被害救済給付業務（以下「救済業務」という。）については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）をより多くの方々に周知し、医薬品若しくは再生医療等製品の副作用又は生物由来製品若しくは再生医療等製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うことが重要である。 このため、以下の目標を設定する。 （１）救済制度に関する広報及び情報提供の拡充 医薬品等の副作用等により健康被害に遭われた方が、	1 健康被害救済給付業務 医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）は、審査及び安全対策とともにセイフティ・トライアングルの一 corner を担う我が国独自の制度であり、国民が、医薬品若しくは再生医療等製品の副作用又は生物由来製品若しくは再生医療等製品を介した感染等による健康被害を受けた際、医師や薬剤師等に相談することで確実に制度の利用に結びつけるとともに、引き続き、迅速な請求事案の処理など適切な運用を行う必要があることから、以下の措置をとることとする。 （１）救済制度に関する広報及び情報提供の拡充		＜主要な業務実績＞	＜自己評価＞ 評価：A 各項目について業務を着実に実施し、中でも以下のような成果があったことから、A評価とする。 （制度広報関係） 期間を通じて、一般国民及び医療関係者を対象とした積極的な広報を展開し、認知度調査における認知度も一般国民は上昇（令和元年度 30.2%、令和４年度 36.1%）、医療関係者も高水準を維持しており（令和元年度 83.5%、令和４年度 83.8%）、着実に制度普及が進んでいる。 さらに、医療関係者の制度理解を深めるため、業務実績にあるとおり、医療機関等が実施する研修会等とともに、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえて救済制度のeラーニング講座を開設し、間をあけることなく医療関係者への制度広報活動を実施した。 ＜課題と対応＞ 一般国民及び医療関係者への更なる積極的広報について対応する必要がある。	評価		評価	
						＜評価に至った理由＞ ＜今後の課題＞ （検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載） ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）		＜評価に至った理由＞ （見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載） ＜今後の課題＞ （見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載） ＜その他事項＞	

	救済の必要な時に確実に救済制度を利用することができるようにするための広報を積極的に行うこと。	ア 救済制度の確実な利用に結びつけるための広報活動の積極的展開 ・健康被害を受けた方が確実に救済制度を利用できるよう、国民、医療関係者及び製造販売業者等に対する救済制度の周知や理解をさらに促進するため、インターネットやテレビ、新聞等のメディアの活用や関係団体等との連携による広報活動を推進し、救済制度の認知度の向上を目指す。	＜評価の視点＞ ・救済制度を幅広く国民、医療関係者に周知するという観点から、中期計画に掲げる各種取り組みが積極的に講じられ、制度普及が着実に進んでいるか。	(1)・ア ・医療関係者に対しては、本制度への一層の理解を促進するため、当中期目標期間において次の措置を講じた。 i) 院内研修会等において当機構の職員による出前講座を積極的に実施した（新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえリモート形式の研修会等にも対応。また、講義内容を収録したDVD等の提供も実施）。（各年度） 【院内研修会等での講義実施件数】 令和元年度：59 件 令和2年度：12 件 令和3年度：13 件 令和4年度：33 件 ii) 時間等の制約がなく個人でも受講が可能なeラーニング講座を開設し、その周知と受講の促進を図った（講座内容について支給・不支給の事例情報等の更新・充実も適時に実施）。（令和2年度～） 【eラーニング受講件数】 令和2年度 3,473 件 令和3年度 4,525 件 令和4年度 4,445 件 iii) 患者等の支援に当たっている医療ソーシャルワーカー、医学・薬学・看護系の大学関係者・学生に対しても、関係職能団体・教育	(請求事案の処理関係) 業務実績のとおり、各年度における事務処理期間に係る達成値は令和2年度を除き目標を大幅に上回る結果となった。特に、令和3年度は 83.2%、令和4年度は 90.2%と2年連続で過去最高を更新しており、顕著な成果を挙げた。 ＜課題と対応＞ 個別請求事案の調査等を丁寧・適正に行いつつ迅速な処理を実現するためには医学・薬学の全領域に関する高度で幅広い知識と経験が要求される。また、因果関係等の評価が難しい事例の請求が増加するなど調査が高度化・複雑化しており、請求事例の困難度や件数を自らコントロールすることもできない。しかしながら、引き続き、請求者の立場を踏まえて速やかな給付に繋げるべく個別請求事案の調査等に当たっていく。 (保健福祉事業関係) 保健福祉事業についても期間を通じて適切に実施し、過去に蓄積された成果のとりまとめを行い、「医薬品の副作用による重篤で稀少な健康被害に対するQOL向上策等のための調査研究事業」については、令和3年度に15年間の事業総括報告書のとりまとめも行った。	
--	---	--	---	---	---	--

				機関と連携して周知・広報活動を行った。(令和3年度～) iv) 医療系専門誌への記事体広告の掲載、関係学会での周知資材の配布、製薬企業の医薬情報担当者(MR)を介した医師への周知資材の配布等も継続的に実施した。 (各年度) ・国民に対しては、制度認知度の一層の向上に向けて、当中期目標期間において次の措置を講じた。 i) 訴求効果の高い広報コンテンツを制作し、制度広報の集中実施期間を中心に、テレビCMの放映、新聞広告の掲載、インターネット広報(大手ポータルサイト・総合ニュースサイト・動画サイト・SNS等に広告・CM動画等を配信。配信した広告等から救済制度特設サイト等へ誘導する工夫も実施)を行った。(各年度) 【機構ホームページ(救済関連ページ)へのアクセス件数】 令和元年度：101,802 件 令和2年度：98,760 件 令和3年度：100,036 件 令和4年度：82,314 件 【救済制度特設サイトへのアクセス数】 令和元年度：621,456 件 令和2年度：545,334 件 令和3年度：726,436 件 令和4年度：884,326 件 ii) 医薬品を使用する機会を捉えた広報として、電子版を含むお薬手帳への制度案内の掲載の推進、	令和2年度からは、救済制度の確実な利用や迅速な救済を図る方策等について検討するため「健康被害救済制度の運用改善等に関する検討会」を計8回にわたって開催し、制度運用面の改善点・改善策など検討の結果・結論をとりまとめ、当該とりまとめを踏まえた取組を着実に進めた。 また、令和4年度からは、救済業務のBPRなどにも積極的に取り組んでいる。 ＜課題と対応＞ 「健康被害救済制度の運用改善等に関する検討会」でとりまとめた制度運用面の改善策を着実に実施していく。また、救済業務のBPRなどへの対応も着実に進めていく。	
--	--	--	--	--	--	--

				ジオターゲティングの手法による医療機関・薬局の来院・来局者への広告の配信、医療機関・薬局のビジョンでのCMの放映、薬局における来局者への広報資材の手交等を行った。（各年度） ・救済制度に対する認知度・理解度等の把握を目的とした調査を実施し、当該調査結果も踏まえつつ効果的な広報を企画・実施した。なお、調査の結果、国民の認知度は令和4年度には36.1%と過去最高の水準に達し、医療関係者の認知度も今中期目標期間を通じて高い水準であることを確認した。（各年度） 【認知度等の調査結果】 ＜一般国民の認知率＞ 令和元年度：30.2% 令和2年度：25.5% 令和3年度：33.8% 令和4年度：36.1% ＜医療関係者の認知率＞ 令和元年度：83.5% 令和2年度：83.8% 令和3年度：82.6% 令和4年度：83.8%			
	イ 給付事例等の公表 ・ホームページ等において、給付事例、業務統計等の公表を行い、国民、医療関係者及び製造販売業者等に対し、引き続き給付実態の理解と救済制度の周知を図	＜評価の視点＞ ・ホームページ等において、給付事例、業務統計等を公表し、給付実態の理解と救済制度の周知を図っているか。	（１）・イ ・給付事例について、給付決定の翌月に個人情報に配慮しつつ機構ホームページに掲載・公表するとともに、PMDA メディナビにおいても情報提供した。（各年度） ・院内研修会等での当機構職員による講義資料やeラーニング講座の動画コンテンツにおいても給付				

		る。 ウ 制度に関する 情報提供・相談窓 口の運営 ・パンフレット及 び請求手引の改 善、インターネッ トを通じた情報提 供内容の改善等、 情報の受け手にと っての使い易さ・ 分かり易さといっ た観点で情報提供 の実施方法につい て見直しを行う。 ・相談窓口に専任 の職員を配置し、	事例（給付の対象外とされた事例 やその事由を含む）に関する情報 を盛り込んで周知を図った。 （各年度） ・救済業務の各種統計について、 運営評議会救済業務委員会におい て報告・公表するとともに、機構 ホームページへの掲載を行った。 （各年度） ＜評価の視点＞ ・救済制度に関する相 談を広く受け付ける体 制を確保しているか。	事例（給付の対象外とされた事例 やその事由を含む）に関する情報 を盛り込んで周知を図った。 （各年度） ・救済業務の各種統計について、 運営評議会救済業務委員会におい て報告・公表するとともに、機構 ホームページへの掲載を行った。 （各年度） （１）・ウ ・主に救済給付の請求者等に提供 するために作成している救済制度 の解説小冊子、Q & A等について、 正確かつわかり易いものとなるよ う適時に改訂するとともに、広く 情報提供するため、機構ホームペ ージへの掲載も行った。（各年度） ・請求手続の詳細を案内した請求 の手引きについて、受給者から意 見・要望を聴取した上、より分かり 易い記述に改めるなどの改訂を行 った。（令和４年度） ・医師が診断書を作成する際の負 担の軽減を図り、また、個別請求事 案の調査に必要な情報を的確に収 集して効率的に調査を行うため、 厚生労働省と連携して各種診断書 の記載要領の見直し・改訂を行っ た。なお、令和４年度には、卵巣過 剰刺激症候群に係る診断書の記載 要領を新たに作成した。 （各年度） ・相談窓口に専任職員を配置し、 制度利用に関する照会・相談や給			
--	--	---	--	--	--	--	--

	制度利用に関する相談や副作用給付や感染給付の手続きに関する相談に適切に対応する。		付請求の手續等に関する照会・相談にマニュアルに基づき適切に対応した。また、相談対応の充実を図るため、マニュアルの見直しを行うとともに、電話対応に関する研修、専任職員等による勉強会等を行った。（各年度）			
			【相談件数】 令和元年度：16,985 件 令和2年度：17,053 件 令和3年度：16,592 件 令和4年度：15,282 件			
（2）請求事案の迅速な事務処理の実施 ①救済給付の請求事案について、正確かつ迅速な事務処理を図ること。 ②請求書類の不備等により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図ること。	（2）迅速な事務処理の実施 ・請求事案の迅速な処理を図るため、厚生労働大臣に医学的薬学的事項に関する判定を申し出るに当たり、請求内容の事実関係を調査、整理する。	＜評価の視点＞ ・請求事案の迅速な処理を図るため、医療機関や請求者に対して請求内容の事実関係の調査・整理が適切に行われ、厚生労働大臣への医学・薬学的事項に関する判定の申出に活用されているか。	（2） ・個別請求事案について、臨床経過や検査データ等から事実関係の確認を行い、医学・薬学的な評価・判断に必要な情報が不足している場合には医療機関等から追加補足資料の提供を受けるなどして調査を丁寧かつ適切に行った。また、調査を行った事案について、症例経過概要表及び調査報告書を正確に作成し、厚生労働大臣への判定申出の際に提出した。（各年度）			
【評価における指標】 中期目標期間の各年度において全請求件数の60%以上を6月以内（請求から支給・不支給決定までの期間）に処理すること。（平成29年度実績 69.3%） 【目標の設定及び水準の考え方】 前中期目標期	・請求から支給・不支給決定までの事務処理期間については、60%以上の請求を請求から6ヶ月以内に処理する（ただし、医学・薬学的判断等のため、請求者又は医療機関等に求める追加・補足資料の提出に要する期間を除く。）。	＜主な定量的な指標＞ ・中期目標期間終了時までに、各年度に支給・不支給決定をした全決定件数のうち、60%以上を6ヶ月以内に処理するための取組が着実に行われているか。	・請求事案の迅速処理のため、各事案について、請求書類の受理、調査・整理（外部専門家への協議を含む）から厚生労働大臣への判定申出まで、判定結果を受理して支給・不支給の決定・通知を行うまでの各過程において目標とするタイムラインを踏まえた進捗管理等を徹底して行った。また、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に調査の進行が停滞したことも踏まえ、個別事案毎の症例経過概要表の作成を速やかに行う			

	間中の実績等を踏まえ指標を設定する。		ための体制整備を行うとともに、請求書類や医療機関から提供のあった追加補足資料について、受理段階で紙文書をPDF化して業務システムに格納し、テレワークによっても当該電子ファイルを用いて事務処理を行えるよう環境整備を図った。結果、請求の受理から支給・不支給の決定までの事務処理期間については、令和2年度を除き目標を大きく上回る実績となった。（各年度） ・厚生労働大臣への判定申出に際して機構が提出する審議会用資料についても、業務の効率化に資するよう、PDF化した電子ファイルをDVDに保存して提出・配布した。（令和3年度～） 【支給・不支給の決定総件数】 令和元年度：1,539 件 令和2年度：1,594 件 令和3年度：1,450 件 令和4年度：1,405 件 【処理期間に係る目標達成値】 令和元年度：72.3% 令和2年度：55.0% 令和3年度：83.2% 令和4年度：90.2% 【給付額】 令和元年度 2,461,090 千円 令和2年度 2,420,942 千円 令和3年度 2,375,568 千円 令和4年度 2,382,272 千円			
	・原因医薬品等や健康被害に関する情報データベース	＜評価の視点＞ ・副作用救済給付業務に関する情報のデータベースへの蓄積を進め	・原因薬や健康被害に関する情報等のデータベースへの蓄積、分析・解析を行い、請求事案の調査等に			

	（３）審査部門、安全対策部門との連携を図ること 救済部門は救済業務における請求事例について、個人情報に配慮しつつ、医学的観点及び薬学的観点から適切な評価を行い、得られた情報を審査部門や安全対策部門と適切に共有すること。	を医学・薬学的判断に活用し、迅速かつ効率的な事務処理を行う。 （３）審査、安全対策部門との積極的な連携 ・救済業務における請求事例については、個人情報に配慮しつつ、医学的薬学的観点から適切な評価を行い、得られた情報を審査部門や安全対策部門と適切に共有する。	るとともに、蓄積されたデータについて分析・解析を行い、迅速かつ効率的な救済給付を実現するシステムとして活用されているか。 <評価の視点> ・救済業務における給付事例が、個人情報に配慮しつつ審査業務や安全対策業務に適切に提供されているか等。 ・審査・安全対策部門との連携に係る継続性及び積極性。	活用することで迅速・的確な事務処理を行った。また、救済業務関連システムについて、事務処理の一層の効率化、正確性確保のため適時に必要な改修を行った。 （各年度） （３） ・請求事例情報、支給・不支給の決定情報については、個人情報に配慮の上、定期的に安全対策部門への提供を行った。（各年度） ・救済部門と安全対策部門との連絡会を定期的に開催し、相互に必要情報の共有を図った。（各年度） ・令和４年４月より不妊治療が保険適用になったことから、生殖補助医療に用いる製剤の添付文書での注意喚起について審査部門や安全部門と連携を行った。また、副作用である卵巣過剰刺激症候群の請求については、個人情報に配慮した適切な情報提供を安全部門に対して実施し、「PMDA からの医薬品適正使用のお知らせ」の発出につなげた。（令和４年度）			
	（４）保健福祉事業の着実な実施を図ること	（４）保健福祉事業の充実と適切な実施 ・医薬品の副作用による重篤で稀少な健康被害者に対するＱＯＬ向上策等を検討するための資料を得る調査	<評価の視点> ・重篤で稀少な健康被害者に対するＱＯＬ向上策等を検討するための資料を得る調査研究事業を着実に実施したか。	（４） ・医薬品の副作用による重篤で稀少な健康被害者に対するＱＯＬ向上策等を検討するため、協力者に対して調査研究事業を実施し、調査研究班会議を開催の上、報告書のとりまとめを行った。なお、			

		研究事業等を実施する。 ・精神面などに関する相談事業を着実に実施する。	＜評価の視点＞ ・精神面などに関する相談事業を着実に実施したか。	令和３年度には、当該事業を開始した平成 18 年度から令和 2 年度までの 15 年間の事業総括報告書の取りまとめも行った。 （各年度） ・先天性の傷病の治療に際して血液製剤を投与され C 型肝炎ウイルスに感染した者であって、重篤である者の QOL 向上策等を検討するため、協力者に対して調査研究事業を実施し、調査研究班会議を開催の上、報告書の取りまとめを行った。（各年度） ・精神保健福祉士及び社会福祉士を配置し、精神面のケア及び福祉サービスに関する助言を行う「精神面などに関する相談事業」を実施した。（各年度） ・副作用救済給付の新規受給者を対象に、救済給付の支給決定内容を担当医等に正確に情報提供し、今後の治療に活かせるよう、副作用の原因と考えられる又は推定される医薬品名等を記載した携帯可能なサイズのカード(受給者カード)を希望者に配布した。また、カードの記載情報をかかりつけ医療機関・薬局や家族と共有するなどのカードの有効な利用方法をホームページや受給者カードを送付する際のお手紙に記載する対応も行った。（各年度）			
--	--	---	--	---	--	--	--

				ネットワークシステムと情報連携を図るために必要な設備等について情報収集を行った。 (令和4年度) ・病院向けに診断書作成支援ソフト（電子カルテから直接各種診断書の作成を可能とするもの）を提供しているベンダー数社に救済制度の診断書フォームへの対応について働きかけを実施した（一部ベンダーは既に対応済み、他は令和5年度中に対応予定）。 (令和4年度)			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	スモン患者等に対する給付業務		
関連する政策・施策	政策目標：許可医薬品等の副作用又は許可生物由来製品等を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：救済業務の公共的重要性にかんがみ、健康被害救済に係る制度について、広く国民及び医療機関等に周知を行うよう努めるとともに、関係機関との緊密な連携の下に、適正かつ能率的な業務運営に努める。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 附則第 15 条及び第 17 条 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 2）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	2 スモン患者等に対する給付業務	2 スモン患者等に対する給付業務等の適切な実施		<主要な業務実績>	<自己評価>	評価		評価
	スモン患者及び血液製剤によるH I V感染者等に対する受託支払業務並びに特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等を適切に実施すること。	・スモン患者及び血液製剤によるH I V感染者等に対する受託支払業務等並びに特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に係る取扱いに特に配慮し、委託契約等の内容に基づき、適切に業務を行う。	<評価の視点> ・スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤による HIV 感染者等に対する受託給付業務の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、委託契約内容に基づき、適切に行われているか。	○受託支払業務では、裁判上和解が成立したスモン患者に対し、健康管理手当及び介護費用の支払業務を行った。これらの業務については、個人情報に配慮し、委託契約の内容に基づき、適切に業務を行った。 ・令和元年度 受給者数（人）1, 060 支払額（千円）751,334 （内訳） 健康管理手当 570,615 介護費用（企業分）136,670 介護費用（国庫分）44,049 ・令和2年度 受給者数（人）980 支払額（千円）695,538 （内訳） 健康管理手当 530,054 介護費用（企業分）125,194 介護費用（国庫分）40,290 ・令和3年度 受給者数（人）905 支払額（千円）643,001 （内訳） 健康管理手当 492,768 介護費用（企業分）114,376 介護費用（国庫分）35,857 ・令和4年度 受給者数（人）825 支払額（千円）588,594 （内訳） 健康管理手当 451,226 介護費用（企業分）105,487 介護費用（国庫分）31,881	<自己評価> 評価：B 期間を通じて、個人情報に特に配慮しつつ、委託業務については契約内容に基づいた業務を適切に実施したことから、B評価とした。 <課題と対応> 引き続き個人情報に配慮し、適切に実施して参りたい。	＜評価に至った理由＞		＜評価に至った理由＞ （見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載） ＜今後の課題＞ （検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載） ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）

			○受託給付業務では、血液製剤に混入したHIVにより健康被害を受けた方に対して健康管理費用等の給付業務を行った。これらの業務については、個人情報に配慮し、委託契約の内容に基づき、適切に業務を行った。 ・令和元年度 【調査研究事業】 人数（人）：491 支給額（千円）：280,805 【健康管理支援事業】 人数（人）：119 支給額（千円）：213,300 【受託給付事業】 人数（人）：3 支給額（千円）：9,713 人数計：613 人 支給額計：503,818 千円 ・令和2年度 【調査研究事業】 人数（人）：486 支給額（千円）：277,292 【健康管理支援事業】 人数（人）：120 支給額（千円）：213,600 【受託給付事業】 人数（人）：3 支給額（千円）：9,760 人数計：609 人 支給額計：500,651 千円 ・令和3年度 【調査研究事業】 人数（人）：481 支給額（千円）：274,590 【健康管理支援事業】 人数（人）：120 支給額（千円）：215,700 【受託給付事業】 人数（人）：3 支給額（千円）：9,760 人数計：604 人 支給額計：500,050 千円			
--	--	--	---	--	--	--

			・令和４年度 【調査研究事業】 人数（人）：471 支給額（千円）：267,724 【健康管理支援事業】 人数（人）：120 支給額（千円）：215,700 【受託給付事業】 人数（人）：3 支給額（千円）：9,741 人数計：594 人 支給額計：493,165 千円 ○特定救済業務について、個人情報に特に配慮し、給付金の支給及び相談業務を適切に実施した。 ・令和元年度 受給者数（人）：55 （うち追加受給者数：15 人） 給付額（千円）：1,232,000 （うち追加受給額：252,000 千円） 相談件数（件）：1,199 ・令和２年度 受給者数（人）：46 （うち追加受給者数：5 人） 給付額（千円）：1,108,000 （うち追加支給額：100,000 千円） 相談件数（件）：1,250 ・令和３年度 受給者数（人）：38 （うち追加受給者数：7 人） 給付額（千円）：788,000 （うち追加支給額：128,000 千円） 相談件数（件）：944 ・令和４年度 受給者数（人）：47 （うち追加受給者数：6 人） 給付額（千円）：1,084,000 （うち追加受給額：128,000 千円） 相談件数（件）：1,260			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	審査業務		
関連する政策・施策	政策目標：医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：国民保健の向上に資することを目的に、厚生労働省との連携を図りつつ、医薬品・医療機器等に関する医療上等の便益とリスクを、最新の科学的な知見に基づき公平かつ中立に評価し、厳格な審査を迅速かつ効率的に実施するとともに、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の向上に資する安全対策に関する業務を迅速かつ公正に実施する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 15 条第 1 項第 5 号 等
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 1 医薬品・医療機器の迅速な審査の実施について、引き続きイノベーションに対応した有効性・安全性評価を実施するための審査の質の向上を図りつつ、現状の審査期間を堅持する必要がある。 2 革新的な技術を用いた医薬品、医療機器及び再生医療等製品等を迅速かつ安全に患者の元に届けるためには、個々の製品の特性に応じた有効性及び安全性を評価し適正な規制を行う必要がある。このための基盤となるレギュラトリーサイエンスの推進は、最新の科学的知見を踏まえつつ、実用化における課題を的確に見出し、解決へと導く上で必須であり、更なる業務の質の向上の観点から重要である。 3 日本発の医薬品、医療機器等の国際展開の拡大を念頭に、国レベルでの信頼関係の構築・強化を図るため、審査・安全対策における科学的評価を行う機構においても諸外国の規制当局と信頼関係を構築するとともに、積極的な国際貢献を行う必要がある。 【難易度：高】 1 速やかな審査及び業務の質の向上を両立させるためには、審査を効率的に行うのみならず、開発段階から治験相談等を実施し、申請品目の理解や問題点の把握に努めることや、レギュラトリーサイエンスの推進による審査部門の多面的な活動が必要であり、難易度が高い。 2 最新の革新的技術をいち早く見出すホライゾン・スキャニング、治験データ及び電子診療情報等のリアルワールドデータに基づく解析については、十分な知見が得られていないため、その方法論等から検討する必要がある、難易度が高い。 3 諸外国と信頼関係を構築するためには、個々に要望や状況が異	関連する政策評価・行政事業レビュー	

	なる相手に配慮しつつ、国及び機構としてのベネフィットと同時に、相手のベネフィットも確保する「Win-Win」の関係を構築する必要がある。さらに、今後は欧米の規制当局との対話・調整のみならず、機構の審査結果の活用などを通じたアジア諸国との関係強化が求められ、難易度が高い。		
--	--	--	--

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度			1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
新医薬品（優先品目）の総審査期間（計画値）※1	80% タ イ ルで9ヶ月	80%タイルで9ヶ月	80% タ イ ルで 9 ヶ 月	同左	同左	同左	同左		予算額（千円）	15,902,385	14,890,292	15,587,842	18,395,666	
新医薬品（優先品目）の総審査期間（実績値）	－	8.6ヶ月	8.7ヶ月 （達成率118.8%）	9.0ヶ月 （達成率99.4%）	8.5ヶ月 （達成率118.3%）	8.9ヶ月 （達成率118.9%）			決算額（千円）	13,607,094	13,454,917	13,537,393	15,054,353	
新医薬品（通常品目）の総審査期間（計画値）※1	80% タ イ ルで12ヶ月	80%タイルで12ヶ月	80% タ イ ルで12ヶ月	同左	同左	同左	同左		経常費用（千円）	13,141,390	12,785,123	13,480,386	14,280,732	
新医薬品（通常品目）の総審査期間（実績値）	－	11.9ヶ月	11.8ヶ月 （達成率119.1%）	11.9ヶ月 （達成率116.1%）	11.7ヶ月 （達成率120.8%）	11.7ヶ月 （達成率113.4%）			経常利益（千円）	3,011,586	5,158,694	3,997,012	2,973,405	
先駆的医薬品指定制度（旧名称 先駆け審査指定制度）に基づく品目の総審査期間（計画値）	6ヶ月	－	6ヶ月	同左	同左	同左	同左		行政コスト（千円）	13,439,233	12,790,601	13,482,512	14,296,467	
先駆的医薬品指定制度（旧名称 先駆け審査指定制度）に基づく品目の総審査期間（実績値）	－	－	品目①：6.0ヶ月 品目②：6.0ヶ月 品目③：5.4ヶ月 品目④：4.5ヶ月	品目①：6.0ヶ月 品目②：5.0ヶ月 品目③：11.9ヶ月 品目④：5.8ヶ月	品目①：5.9ヶ月	－（承認品目なし）			従事人員数	546人	561人	582人	601人	
ジェネリック	最終年度	－	50% タ イ	55% タ イ	60% タ イ	65% タ イ	70%タイ							

	医薬品等（バイオ医薬品を除く）の新規申請の行政側審査期間（計画値）※2	に 70% タイルで 10 ヶ月		ルで 10 ヶ月	ルで 10 ヶ月	ルで 10 ヶ月	ルで 10 ヶ月	ルで 10 ヶ月								
	ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の新規申請の行政側審査期間（実績値）	－	－	7.7 ヶ月 （達成率 183.0%）	7.0 ヶ月 （達成率 171.8%）	8.4 ヶ月 （達成率 146.7%）	8.4 ヶ月 （達成率 149.7%）									
	ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（通常品目）の総審査期間（計画値）※2	最終年度に 55% タイルで 10 ヶ月	－	51% タイルで 10 ヶ月	52% タイルで 10 ヶ月	53% タイルで 10 ヶ月	54% タイルで 10 ヶ月	55% タイルで 10 ヶ月								
	ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（通常品目）の総審査期間（実績値）	－	－	6.4 ヶ月 （達成率 162.0%）	8.4 ヶ月 （達成率 134.4%）	8.0 ヶ月 （達成率 130.4%）	7.9 ヶ月 （達成率 138.9%）									
	ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（通常品目以外）の総審査期間（計画値）※2	最終年度に 55% タイルで 6 ヶ月	－	51% タイルで 6 ヶ月	52% タイルで 6 ヶ月	53% タイルで 6 ヶ月	54% タイルで 6 ヶ月	55% タイルで 6 ヶ月								
	ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（通常品目以外）の総審査期間（実績値）	－	－	4.6 ヶ月 （達成率 149.6%）	5.4 ヶ月 （達成率 129.4%）	4.7 ヶ月 （達成率 143.6%）	4.7 ヶ月 （達成率 133.7%）									

	ジェネリック医薬品等(バイオ医薬品を除く)の一部変更申請(迅速審査品目)の総審査期間(計画値)※2	最終年度に53%タイ ルで3ヶ月	—	50%タイ ルで3ヶ月	同左	同左	同左	53%タイ ルで3ヶ月								
	ジェネリック医薬品等(バイオ医薬品を除く)の一部変更申請(迅速審査品目)の総審査期間(実績値)	—	—	2.8ヶ月 (達成率 122.4%)	2.8ヶ月 (達成率 138.4%)	2.7ヶ月 (達成率 126.0%)	2.9ヶ月 (達成率 116.4%)									
	要指導・一般用医薬品の区分1から6及び殺虫剤等(医薬品)区分1,2の総審査期間(計画値)※2、3	最終年度までに50%タイ ルで12ヶ月	—	—	—	—	—	50%タイ ルで12ヶ月								
	要指導・一般用医薬品の区分1から6及び殺虫剤等(医薬品)区分1,2の総審査期間(実績値)	—	—	5.4ヶ月 (達成率 200.0%)	8.4ヶ月 (達成率 173.4%)	12.6ヶ月 (達成率 100.0%)	10.9ヶ月 (達成率 123.0%)									
	要指導・一般用医薬品の区分7及び8並びに殺虫剤等(医薬品)区分3の総審査期間(計画値)※2、3	最終年度に70%タイ ルで7ヶ月	—	50%タイ ルで7.5ヶ月	50%タイ ルで7ヶ月	55%タイ ルで7ヶ月	60%タイ ルで7ヶ月	70%タイ ルで7ヶ月								
	要指導・一般用医薬品の区分7及び8並びに殺虫剤等(医薬品)区分3の総審査期間(実績値)	—	—	5.3ヶ月 (達成率 149.6%)	6.3ヶ月 (達成率 122.8%)	6.2ヶ月 (達成率 121.5%)	4.9ヶ月 (達成率 127.5%)									

医薬品条件付き承認品目該当性相談(旧名称 医薬品条件付き早期承認品目該当性相談)(実績値)	—	—	申込み全件について実施。また、全件について相談資料提出から評価報告書の確定までを40勤務日以内。	—(申込みなし)	—(申込みなし)	—(申込みなし)									
レギュラトリーサイエンス戦略相談(医薬品)(計画値)	申込み全件について実施。また、治験相談について、申込みから対面助言までの期間(2ヶ月)を堅持。	—	申込み全件について実施。また、治験相談について、申込みから対面助言までの期間(2ヶ月)を堅持。												
レギュラトリーサイエンス戦略相談(医薬品)(実績値)	—	—	申込み全件について実施。また、治験相談について、申込みから対面助言までの期間(2ヶ月)を堅持。	申込み全件について実施。また、治験相談について、申込みから対面助言までの期間(2ヶ月)を堅持。	申込み全件について実施。また、治験相談について、申込みから対面助言までの期間(2ヶ月)を堅持。	申込み全件について実施。また、治験相談について、申込みから対面助言までの期間(2ヶ月)を堅持。									
治験相談(国際共同治験等含む)(計画値)	申込み全件について実施。そのうち、80%について、対面助言終了後から記録の確定	—	申込み全件について実施。そのうち、80%について、対面助言終了後から記録の確定までを30勤務日以内。												

		までを 30 勤 務 日 以 内。													
	治験相談(国際 共同治験等含 む)(実績値)	－		申 込 み 全 件 について実施。そ の う ち 99.1% (445 件 /449 件)に ついて、対 面 助 言 終 了 後 から 記 録 の 確 定 までを 30 勤務日 以内。 (達 成 率 123.9%)	申 込 み 全 件 について実施。そ の う ち 99.8% (476 件 /477 件)に ついて、対 面 助 言 終 了 後 から 記 録 の 確 定 までを 30 勤務日 以内。 (達 成 率 124.8%)	申 込 み 全 件 について実施。そ の う ち 99.8% (434 件 /435 件)に ついて、対 面 助 言 終 了 後 から 記 録 の 確 定 までを 30 勤務日 以内。 (達 成 率 124.8%)	申 込 み 全 件 について実施。そ の う ち 99.1% (449 件 /453 件)に ついて、対 面 助 言 終 了 後 から 記 録 の 確 定 までを 30 勤務日 以内。 (達 成 率 123.9%)								
	新医療機器(優 先品目)の総審 査期間(計画 値)※4	80% タ イ ル で 10 ケ 月	80%タイルで 10 ケ月	80% タ イ ル で 10 ケ 月	同左	同左	同左	同左							
	新医療機器(優 先品目)の総審 査期間(実績 値)	－	8.3 ケ月	7.3 ケ月 (達 成 率 125.0%)	8.4 ケ月 (達 成 率 125.0%)	8.9 ケ月 (達 成 率 125.0%)	8.8 ケ月 (達 成 率 125.0%)								
	新医療機器(通 常品目)の総審 査期間(計画 値)※4	80% タ イ ル で 14 ケ 月	80%タイルで 14 ケ月	80% タ イ ル で 14 ケ 月	同左	同左	同左	同左							
	新医療機器(通 常品目)の総審 査期間(実績 値)	－	12.0 ケ月	11.1 ケ月 (達 成 率 125.0%)	10.8 ケ月 (達 成 率 125.0%)	11.9 ケ月 (達 成 率 121.3%)	12.0 ケ月 (達 成 率 118.4%)								
	改良医療機器 (臨床あり)の 総審査期間(計 画値)※4	60% タ イ ル で 10 ケ 月	60%タイルで 10 ケ月	60% タ イ ル で 10 ケ 月	同左	同左	同左	同左							
	改良医療機器 (臨床あり)の 総審査期間(実	－	8.8 ケ月	8.6 ケ月 (達 成 率 151.2%)	8.6 ケ月 (達 成 率 163.2%)	8.8 ケ月 (達 成 率 143.3%)	8.9 ケ月 (達 成 率 144.5%)								

	績値)														
	改良医療機器 (臨床なし)の 総審査期間(計 画値)※4	60% タ イ ルで6ヶ月	60%タイルで 6ヶ月	60% タ イ ルで 6 ヶ 月	同左	同左	同左	同左							
	改良医療機器 (臨床なし)の 総審査期間(実 績値)	ー	5.7ヶ月	5.5ヶ月 (達成率 155.3%)	5.6ヶ月 (達成率 135.7%)	5.7ヶ月 (達成率 137.8%)	5.8ヶ月 (達成率 127.0%)								
	後発医療機器 の総審査期間 (計画値)※4	60% タ イ ルで4ヶ月	60%タイルで 4ヶ月	同左	同左	同左	同左	同左							
	後発医療機器 の総審査期間 (実績値)	ー	3.5ヶ月	3.6ヶ月 (達成率 141.0%)	3.4ヶ月 (達成率 146.8%)	3.6ヶ月 (達成率 144.5%)	3.6ヶ月 (達成率 143.0%)								
	先駆的医療機 器指定制度(旧 名称 先駆け審 査指定制度)に 基づく品目の 総審査期間(計 画値)	6ヶ月	ー	6ヶ月	同左	同左	同左	同左							
	先駆的医療機 器指定制度(旧 名称 先駆け審 査指定制度)に 基づく品目の 総審査期間(実 績値)	ー	ー	品目①： 5.1ヶ月 品目②： 5.1ヶ月	ー(承認品 目なし)	ー(承認品 目なし)	ー(承認品 目なし)								
	体外診断用医 薬品(専門協議 品目)の総審査 期間(計画値) ※4	最 終 年 度 ま で に 80% タ イ ルで 12 ヶ 月	ー	50% タ イ ル値で 12 ヶ月	60% タ イ ル値で 12 ヶ月	同左	70% タ イ ル値で 12 ヶ月	80%タイ ル 値 で 12ヶ月							
	体外診断用医 薬品(専門協議 品目)の総審査 期間(実績値)	ー	ー	11.0ヶ月 (達成率 170.8%)	3.5ヶ月 (達成率 162.8%)	6.2ヶ月 (達成率 161.3%)	10.9ヶ月 (達成率 138.3%)								
	体外診断用医 薬品(通常品 目)の総審査期	80% タ イ ルで7ヶ月	ー	80% タ イ ルで 7 ヶ 月	同左	同左	同左	同左							

	間（計画値）※ 4															
	体外診断用医薬品（通常品目）の総審査期間（実績値）	－	－	6.8ヶ月 （達成率 121.0%）	6.4ヶ月 （達成率 121.5%）	6.3ヶ月 （達成率 121.3%）	6.6ヶ月 （達成率 120.6%）									
	先駆的体外診断用医薬品指定制度（旧名称先駆け審査指定制度）に基づく品目の総審査期間（計画値）	6ヶ月	－	6ヶ月	同左	同左	同左	同左								
	先駆的体外診断用医薬品指定制度（旧名称先駆け審査指定制度）に基づく品目の総審査期間（実績値）	－	－	－（承認品目なし）	－（承認品目なし）	－（承認品目なし）	－（承認品目なし）									
	再生医療等製品（優先品目）の総審査期間（計画値）※4	50% タイルで9ヶ月	－	50% タイルで9ヶ月	同左	同左	同左	同左								
	再生医療等製品（優先品目）の総審査期間（実績値）	－	－	－（承認品目なし）	9.5ヶ月 （達成率 0%）	9ヶ月 （達成率 120.0%）	9ヶ月 （達成率 160.0%）									
	再生医療等製品（通常品目）の総審査期間（計画値）※4	50% タイルで12ヶ月	－	50% タイルで12ヶ月	同左	同左	同左	同左								
	再生医療等製品（通常品目）の総審査期間（実績値）	－	－	－（承認品目なし）	－（承認品目なし）	－（承認品目なし）	10.8ヶ月 （達成率 200.0%）									
	カルタヘナ法に関する事前審査（第1種使用）の行政側期	50% タイルで申請前確認4ヶ月、事前審	6ヶ月を50%達成	50%タイルで申請前確認4ヶ月、事前審査6ヶ月※ただし、申請前確認の期間は、所定の対面助言を利用した場合のみ適用												

間（計画値）※ 4	査6ヶ月※ ただし、申請前確認の期間は、所定の対面助言を利用した場合のみ適用													
カルタヘナ法に関する事前審査（第1種使用）の行政側期間（実績値）	－	－	【申請前確認】 0.5ヶ月 （達成率200.0%） 【事前審査】 4.7ヶ月 （達成率150.0%）	【申請前確認】 1.3ヶ月 （達成率200.0%） 【事前審査】 3.9ヶ月 （達成率200.0%）	【申請前確認】 1.5ヶ月 （達成率200.0%） 【事前審査】 2.7ヶ月 （達成率200.0%）	【申請前確認】 1.3ヶ月 （達成率200.0%） 【事前審査】 3.1ヶ月 （達成率200.0%）								
カルタヘナ法に関する事前審査（第2種使用）の行政側期間（計画値）※ 4	50% タ イ ル で 申 請 前 確 認 2 ヶ 月、事前審査2ヶ月※ ただし、申請前確認の期間は、所定の対面助言を利用した場合のみ適用	2ヶ月を50% 達成	50%タイルで申請前確認2ヶ月、事前審査2ヶ月※ただし、申請前確認の期間は、所定の対面助言を利用した場合のみ適用											
カルタヘナ法に関する事前審査（第2種使用）の行政側期間（実績値）	－	－	【申請前確認】 － 【事前審査】 0.9ヶ月 （達成率200.0%）	【申請前確認】 － 【事前審査】 0.9ヶ月 （達成率191.4%）	【申請前確認】 － 【事前審査】 0.8ヶ月 （達成率186.2%）	【申請前確認】 － 【事前審査】 1.1ヶ月 （達成率190.4%）								
先駆け総合評価相談、レギュ	申 込 み 全 件 に つ い	－	申込み全件について実施。											

	ラトリーサイ エンス戦略相 談等（医療機 器）（計画値）	て実施。													
	先駆け総合評 価相談、レギュ ラトリーサイ エンス戦略相 談等（医療機 器）（実績値）	－	－	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。								
	医療機器等条 件付き承認制 度（旧名称 革 新的医療機器 条件付早期承 認制度）に係る 開発前相談（計 画値）	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	－	申込み全件について実施。											
	医療機器等条 件付き承認制 度（旧名称 革 新的医療機器 条件付早期承 認制度）に係る 開発前相談（実 績値）	－	－	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	－（申込み なし）	－（申込み なし）	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。								
	先駆け総合評 価相談、レギュ ラトリーサイ エンス戦略相 談等（体外診断 用医薬品）（計 画値）	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	－	申込み全件について実施。											
	先駆け総合評 価相談、レギュ ラトリーサイ エンス戦略相 談等（体外診断 用医薬品）（実 績値）	－	－	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。								
	先駆け総合評 価相談、レギュ	申 込 み 全 件 に つ い	－	申込み全件について実施。											

	ラトリーサイ エンス戦略相 談等（再生医療 等製品）（計画 値）	て実施。													
	先駆け総合評 価相談、レギュ ラトリーサイ エンス戦略相 談等（再生医療 等製品）（実績 値）	－	－	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。								
	アジア諸国の 規制当局の担 当者等へのセ ミナー受講の 満足度（計画 値）	ア ジ ア 諸 国 等 の 規 制 当 局 の 担 当 者 等 に 対 し、ア ジ ア の 国 において、 年 2 回 以 上 （ 延 べ 回 数 ） の ト レ ー ニ ン グ を 開 催。か つ 受 講 者 の 満 足 度 が 5 段階評 価 で 3 （Good）以 上 の 割 合 が 延 べ 75% 以 上 を 達 成。	－	アジア諸国等の規制当局の担当者等に対し、アジアの国にお いて、年 2 回以上（延べ回数）のトレーニングを開催。かつ 受講者の満足度が 5 段階評価で 3（Good）以上の割合が延 べ 75%以上を達成。											
	アジア諸国の 規制当局の担 当者等へのセ ミナー受講の 満足度（実績 値）	－	－	ア ジ ア 諸 国 等 の 規 制 当 局 の 担 当 者 等 に 対 し 年 10 回 開 催 （ うち ア ジ ア の 国 で 3 回 開	ア ジ ア 諸 国 等 の 規 制 当 局 の 担 当 者 等 に 対 し 年 11 回 開 催 （ うち ア ジ ア の 国 を 対 象 に	ア ジ ア 諸 国 等 の 規 制 当 局 の 担 当 者 等 に 対 し 年 18 回 開 催 （ うち ア ジ ア の 国 を 対 象 に	ア ジ ア 諸 国 等 の 規 制 当 局 の 担 当 者 等 に 対 し 年 20 回 開 催 （ うち ア ジ ア の 国 を 対 象 に								

				催)。受講者の満足度が 5 段階評価で 3（Good）以上の割合は100%	5 回開催)。受講者の満足度が 5 段階評価で 3（Good）以上の割合は 99%	9 回開催)。受講者の満足度が5段階評価で 3（Good）以上の割合は100%	10 回開催)。受講者の満足度が5段階評価で 3（Good）以上の割合は100%										
--	--	--	--	---------------------------------------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 2）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

※ 指標等にある区分は、医薬品の承認申請について（平成 26 年 11 月 21 日薬食発 1121 第 2 号 医薬食品局長通知）に定めるものを指す。

※ 1 繁忙期である 3 月、6 月、9 月及び 12 月の申請品目の審査期間の起算日について、各月の 16 日以降に申請された品目は、翌月の 1 日を起算日として算定する。

※ 2 指標の審査期間について、申請者側が通算で目標値以上の資料整備期間を要したものを除く。

※ 3 H31.4 以降の申請品目を対象とし、都道府県等の GMP 調査に要した期間を除く。

※ 4 指標の審査期間について、申請者側が通算で目標値以上（再生医療等製品（通常品目）にあつては 9 ヶ月）の資料整備期間を要したものを除く。また、再生医療等製品については、加えて H31.4 以降に申請され、治験相談を利用した品目に限る。
カルタヘナ法に基づく品目に関する指標については、所定の対面助言を利用したものに限る。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	3 審査業務	3 審査業務		<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定		評定	
	審査業務については、国民が国際的水準にある医薬品・医療機器等を安心して用いることができるよう、より良い医薬品・医療機器等をより早く安全に医療現場に届けるため、医薬品・医療機器等の審査の迅速化・効率化を図り、世界最速レベルの審査期間を堅持するとともに、審査の質の向上等を図ること。また、これらを適切かつ円滑に実施するため、引き続き厚生労働省と緊密な連携を取りつつ、各種施策を進めることが重要である。このため、以下の目標を設定する。	R Sに基づき、先駆け審査指定制度、条件付き早期承認制度など審査迅速化にむけた対応を強化するとともに、審査業務の一層の質の向上、高度化に取り組むことを通じて、国民が、世界最先端の医薬品、医療機器、再生医療等製品等の恩恵をより早く、より安全に受けることができるようにする。また、適切かつ円滑な業務運営を行うため、審査部門内の連携、組織見直しを含めた必要な体制の整備を図るとともに、厚生労働省と緊密な連携を取りつつ、以下の施策を進める。			評定：S （審査関係） 平成30年度までの第3期中期計画においては、新医薬品・新医療機器については審査ラグ「0」（※）の実現を目指し、承認時期の予見性を高めることを目的として、第2期中期計画の目標総審査期間を維持したまま、これらの目標達成率を従来の50%（中央値）から、平成30年度までに段階的に80%タイル値に引き上げた。これらの目標をクリアした結果、世界最速レベルの審査期間を実現した。 ※審査ラグ「0」は、総審査期間を米国と比較して0にすること。 そこで、令和元年度からの第4期中期計画においては、世界最速レベルの審査期間を堅持するとともに、業務の質の向上を図ることとした。中期目標期間における実績等については、以下のとおりである。 定量的指標において、重要かつ高難度である新医薬品の審査期間目標に対して、優先品目は令和元年度 118.8%、2年度 99.4%、3年度 118.3%、4年度 118.9%、通常品目は令和元年度 119.1%、2年度 116.1%、3年度 120.8%、4年度 113.4%の成果を挙げた	<評定に至った理由>		<評定に至った理由>	
						<今後の課題>		<今後の課題>	
						<その他事項>		<その他事項>	
	(1) 医薬品審査業務の迅速かつ適切な実施	(1) 医薬品審査業務の迅速かつ適切な実施				(検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載)		(見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載)	
	① 新医薬品審査関係	<新医薬品審査関係>							
	ア 世界最速レベルの審査期間を堅	ア 世界最速レベルの審査期間の堅持と	<評価の視点> ・新医薬品審査業務について、的確かつ迅速						

	持するとともに、業務の質の向上を図ること。	一層の質の向上	な審査を実施していくために、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。		ことにより、新有効成分含有医薬品を含め、安定的に承認時期の予見性を高めることに大きく寄与した。 この結果、新有効成分含有医薬品（通常品目）の審査期間は平成30年～令和3年の4年連続で日本が世界最速となるなど、令和元年度以降においても引き続き世界最速レベルの審査期間を堅持した。 新医薬品の治験相談については、実施日時の調整を効率的に行うなど円滑な実施に努め、相談実施日から記録確定日までの期間に関し、目標に対する成果は令和元年度123.9%、2年度124.8%、3年度124.8%、4年度123.9%であり、審査業務の質の向上及び迅速化を図った。 また、審査業務の質の向上の取組として、先駆け総合評価相談、医薬品条件付き承認品目該当性相談（旧名称 医薬品条件付き早期承認品目該当性相談）、医療機器等条件付き承認制度（旧名称 革新的医療機器条件付早期承認制度）に係る開発前相談に関し、申込み全件について実施した。 医薬品、医療機器及び再生医療等製品について、RS総合相談、RS戦略相談（事前面談も含む）に関し、申込み全件について実施した。RS総合相談は令和元年度161件、2年度169件、3年度141件、4年度150件、RS戦略相談のうち、事前面談は令和元年度346件、2年度390件、3年度402件、4年度371件、対	
		・各年度に承認された新医薬品（優先品目）の申請から承認までの総審査期間について、80%タイル値で9ヶ月を達成する（ただし、繁忙期である3月、6月、9月及び12月の申請品目の審査期間の起算日について、各月の16日以降に申請された品目は、翌月の1日を起算日として算定する。）。	＜主な定量的指標＞ ・新医薬品（優先品目）の総審査期間：80%タイル9ヶ月	・新医薬品（優先品目）の総審査期間（80%タイル値）実績は以下のとおりである 令和元年度 8.7ヶ月 令和2年度 9.0ヶ月 令和3年度 8.5ヶ月 令和4年度 8.9ヶ月		
		・各年度に承認された新医薬品（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、80%タイル値で12ヶ月を達成する（ただし、繁忙期である3月、6月、9月及び12月の申請品目の審査期間の起算日について、各月の16日以降に申請された品目は、翌月の1日を起算日として算定する。）。	＜主な定量的指標＞ ・新医薬品（通常品目）の総審査期間：80%タイル12ヶ月	・新医薬品（通常品目）の総審査期間（80%タイル値）実績は以下のとおりである 令和元年度 11.8ヶ月 令和2年度 11.9ヶ月 令和3年度 11.7ヶ月 令和4年度 11.7ヶ月 ・中期計画に記載されている事項以外であるが、突発的に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に以下		

	イ 先駆け審査指定制度（注 1）、条件付き早期承認制度（注 2）の適切な運用及びレギュラトリーサイエンス（注 3）戦略相談（以下「RS 戦略相談」という。）等の充実を図ること。 （注 1）一定の要件を満たす画期的な新医薬品・医療機器等について、開発早期の段階から対象品目に指定し、承認に係る優先相談・優先審査を実施する制度。 （注 2）	イ 先駆け審査指定制度や条件付き早期承認制度の適切な運用 ・先駆け審査指定制度に基づく申請であって、各年度に承認された新医薬品の申請から承認までの総審査期間について、6 ヶ月を達成することを目指す。	<主な定量的指標> ・先駆け審査指定制度に基づく品目の総審査期間：6 ヶ月	のように対応した。 ・新型コロナウイルス感染症に対する医薬品 9 品目の審査を優先的に行い、承認された（特例承認、緊急承認を含む）。 ・新型コロナウイルス感染症に対するワクチン 14 品目の審査を優先的に行い、承認された（特例承認を含む）。 ・中期計画に記載されている事項以外であるが、新医薬品審査業務の質の向上を目的とした業務最適化に向けた取り組みとして、ISO9001 認証を令和 3 年 4 月に取得し、以降認証を維持した。 ・酸性スフィンゴミエリナーゼ欠損症の治療薬、切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対して投与後レーザー照射することにより治療する医薬品、デュシェンヌ型筋ジストロフィー治療薬など 9 品目の医薬品を承認した。8 品目は総審査期間 6 ヶ月以内の短期間で承認し、医療上必要性の高い医薬品をいち早く医療現場に提供することに大きく寄与した。 なお、1 品目は、先駆け総合評価相談において審査上の課題抽出・整理を行う前に申請され、また、必要な審査資料の提出が遅延する等により、	面助言は令和元年度 80 件、2 年度 79 件、3 年度 99 件、4 年度 63 件を実施し、PMDA 関西支部においても引き続き RS 総合相談及び RS 戦略相談を実施している。 ジェネリック医薬品について、各区分の審査期間目標に対する成果は、新規申請は令和元年度 183.0%、2 年度 171.8%、3 年度 146.7%、4 年度 149.7%、一変申請（通常品目）は令和元年度 162.0%、2 年度 134.4%、3 年度 130.4%、4 年度 138.9%、一変申請（通常品目以外）は令和元年度 149.6%、2 年度 129.4%、3 年度 143.6%、4 年度 133.7%、一変申請（迅速審査品目）は令和元年度 122.4%、2 年度 138.4%、3 年度 126.0%、4 年度 116.4%と、いずれも達成すべき目標を大きく超える成果を挙げている。 要指導・一般用医薬品及び医薬部外品の審査期間目標に対する成果は、要指導・一般用医薬品（区分 7 及び 8 並びに殺虫剂等（医薬品）区分 3）は令和元年度 149.6%、2 年度 122.8%、3 年度 121.5%、4 年度 127.5%、医薬部外品は令和元年度 129.8%、2 年度 175.8%、3 年度 144.7%、4 年度 144.6%と、いずれも達成すべき目標を大きく超える成果を挙げている。 また、審査業務の質の向上の取組として、各年度に承認された要指導・一般用医薬品	
--	---	---	---	---	---	--

	重篤で有効な治療方法等が乏しい疾患の医薬品等で新たな臨床試験の実施が困難なものについて、一定程度の有効性及び安全性を確認した上で、市販後に有効性・安全性の再確認のために必要な調査を承認条件に付与することで、当該医薬品等を早期に承認する制度。 (注 3) 科学技術の成果を人と社会に役立てることを目的に、根拠に基づく的確な予測、評価及び判断を行い、科学技術の成果を人と社会との調和の上で最も望ましい姿に調整するための科学。	・先駆け総合評価相談に関し、申込み全件について実施する。 ・医薬品条件付き早期承認品目該当性相談に関し、申込み全件について実施し、そのうち 80％について、相談資料提出から評価報告書の確定までを 40 勤務日以内とする。 ウ R S 戦略相談等の実施 ・R S 戦略相談等に関し、申込み全件について実施する。また、治験相談について、申込みから対面相談までの期間（2 ヶ月）を堅持する。	<主な定量的指標> ・先駆け総合評価相談に関し、申込み全件について実施するとともに、医薬品条件付き早期承認品目該当性相談に関し、申込み全件について実施し、そのうち 80％について、相談資料提出から評価報告書の確定までを 40 勤務日以内とする。 <評価の視点> ・新医薬品にかかる R S 戦略相談等の円滑な実施のため、中期計画に掲げられている各種取組が着実に行われているか。 <主な定量的指標> ・申込み全件について実施する。また、治験相談について、申込みから対面相談までの期間（2 ヶ月）を堅持する。	承認まで 11.9 ヶ月を要した。 ・先駆け総合評価相談に関し、申込み全件について実施した（令和元年度：25 件、令和 2 年度：8 件、令和 3 年度：4 件、令和 4 年度：2 件）。 ・医薬品条件付き承認品目該当性相談(旧名称 医薬品条件付き早期承認品目該当性相談)に関し、申込み全件について実施し、全件で相談資料提出から 40 勤務日以内に評価報告書を確定した（令和元年度：3 件、令和 2 年度：0 件、令和 3 年度：0 件、令和 4 年度：0 件）。 ・医薬品にかかる RS 総合相談、RS 戦略相談（事前面談も含む）に関し、申込み全件について実施した。 RS 総合相談：令和元年度 45 件、令和 2 年度 53 件、令和 3 年度 38 件、令和 4 年度 44 件 RS 戦略相談:令和元年度 171 件、令和 2 年度 199 件、令和 3 年度 247 件、令和 4 年度 196 件 また、治験相談について、申込みから対面相談までの期間（2 ヶ月）を堅持した。	のうち、50%以上の品目について、申請受付日から 90 日以内に初回照会事項を送付することとしていたが、これに対する達成率は、令和元年度 145.2%、令和 2 年度 163.2%、令和 3 年度 177.4%、令和 4 年度 190.4%であり、いずれも達成すべき目標を大きく上回っている。 医療機器の審査期間目標に対する成果は、新医療機器（優先品目）は令和元年度～4 年度はいずれも 125.0%、新医療機器（通常品目）は令和元年度 125.0%、2 年度 125.0%、3 年度 121.3 %、4 年度 118.4%、改良医療機器（臨床あり）は令和元年度 151.2%、2 年度 163.2 %、3 年度 143.3%、4 年度 144.5%、改良医療機器（臨床なし）は令和元年度 155.3%、2 年度 135.7%、3 年度 137.8%、4 年度 127.0%、後発医療機器は令和元年度 141.0%、2 年度 146.8%、3 年度 144.5%、4 年度 143.0%と、重要かつ高難度である新医療機器の審査を含めて達成すべき目標を大幅に上回る成果を挙げ、目標を達成したことにより、安定的に承認時期の予見性を高めることに大きく寄与した。 プログラム医療機器については、令和 3 年 4 月 1 日付けで医療機器ユニット内にプログラム医療機器審査室を設置するなど体制強化を図った。医療機器変更計画確認申請を令和 3 年度 2 件、4 年度 2 件受け付け、調査終了した。ま	
--	---	--	--	--	---	--

	ウ 国内外のガイドラインに対応した適切な審査・相談を実施すること。	エ 国内外の新たなガイドラインに対応した適切な審査及び相談 ・国際共同治験に関するガイドライン（ICH E17 関係）をはじめ、本邦の医薬品開発に利用できるガイドラインが新たに発出された際には、その考え方を取り入れた議論に係る相談を含め治験相談に関し、申込み全件について実施する。 ・国際共同治験を含む治験相談の申込みのうち 80%について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内とする。	<主な定量的指標> ・国際共同治験等を含む治験相談に関し、申込み全件について実施するとともに、国際共同治験を含む治験相談の申込みのうち 80%について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内とする。	・中期計画に記載されている事項以外であるが、突発的に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に対応し、新型コロナウイルスワクチン戦略相談を令和 2 年 10 月に開設し、申込み全件について実施した。 令和 2 年度 112 件、令和 3 年度 186 件、令和 4 年度 138 件 ・国際共同治験を含む治験相談に関し、申込みのあった全ての相談に対応した。令和元年度は実施が447件、取下げが56件、令和 2 年度は実施が479件、取下げが45件、令和 3 年度は実施が453件、取下げが55件、令和 4 年度は実施が458件、取下げが35件であった。 ・治験相談の実施日から記録確定日までの期間を、対象品目のうち 80%の品目について 30 勤務日以内に収めることを目標としていたところ、令和元年度は 449 件中 445 件（99.1%）、令和 2 年度は 477 件中 476 件（99.8%）、令和 3 年度は 435 件中 434 件（99.8%）、令和 4 年度は 453 件中 449 件（99.1%）であり、	た、医療機器プログラム総合相談は令和 3 年度 238 件、令和 4 年度 216 件を実施した。 体外診断用医薬品の審査期間目標に対しては、専門協議品目は令和元年度170.8%、2 年度 162.8%、3 年度 161.3%、4 年度 138.3%、通常品目は令和元年度 121.0%、2 年度 121.5%、3 年度 121.3%、4 年度 120.6%の成果であった。 再生医療等製品の審査期間目標に対しては、優先品目は令和元年度承認品目なし、2 年度 0%※、3 年度 120.0%、4 年度 160.0%、通常品目は令和元年度～3 年度承認品目なし、4 年度 200.0%の成果であった。 ※機構における申請受付から実質的な審査終了までの期間は、約 7.6 ヶ月であったが、薬価収載予定日との関係で承認日が通常よりも遅れたために総審査期間が 9 ヶ月を超えることとなった。 そのほか、カルタヘナ法に関する事前審査の目標に対して、第 1 種使用が令和元年度 150.0%、2～4 年度はいずれも 200.0%、第 2 種使用が令和元年度 200.0%、2 年度 191.4%、3 年度 186.2%、4 年度 190.4%の成果となっており、こちらも目標値を大きく上回っている。 これらの中には、以下のように、特に革新的な製品等に対する迅速な対応が含まれており、医療上必要性の高い医薬品等をいち早く医療現場に提供することに大きく寄与し	
--	--	--	--	---	---	--

	② ジェネリック医薬品審査関係 迅速な審査、予見可能性及び業務の質の向上並びに相談者のニーズに適合した相談事業の充実を図ること。	＜ジェネリック医薬品等審査関係＞ ア 使用推進に貢献するための迅速な審査の実施（予見可能性の向上）と一層の質の向上 ・各年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の新規申請の申請から承認までの行政側期間について、以下のとおり、平成 35 年度までに 70％タイル値で 10 ヶ月を達成する（ただし、申請者側が通算で 10 ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 平成 31 年度 50％タイル値で 10 ヶ月 平成 32 年度 55％タイル値で 10 ヶ月 平成 33 年度 60％タイル値で 10 ヶ月 平成 34 年度 65％タイル値で 10 ヶ月 平成 35 年度	＜評価の視点＞ ・ジェネリック医薬品等審査業務について、的確かつ迅速な審査を実施していくために、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。 ＜主な定量的指標＞ ・ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の新規申請の行政側審査期間 平成 31 年度 50％タイル値で 10 ヶ月 平成 32 年度 55％タイル値で 10 ヶ月 平成 33 年度 60％タイル値で 10 ヶ月 平成 34 年度 65％タイル値で 10 ヶ月 平成 35 年度 70％タイル値で 10 ヶ月	いずれの年度も目標を達成した。 ・ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の新規申請の行政側審査期間実績は以下のとおりである 令和元年度 50％タイル値は 7.7 ヶ月 令和 2 年度 55％タイル値は 7.0 ヶ月 令和 3 年度 60％タイル値は 8.4 ヶ月 令和 4 年度 65％タイル値は 8.4 ヶ月	た。 ①先駆け審査指定品目（医薬品）として、酸性スフィンゴミエリナーゼ欠損症の治療薬（希少疾病用医薬品）、切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対して投与後レーザー光照射することにより治療する医薬品、デュシェンヌ型筋ジストロフィー治療薬（希少疾病用医薬品）など9品目の医薬品を承認した。8品目は総審査期間6ヶ月以内の短期間で承認した。 ②先駆け審査指定品目（医療機器）として、切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対するホウ素中性子捕捉療法に使用することを目的とした中性子照射装置及びそのプログラムの2品目について、総審査期間6ヶ月以内の短期間で承認した。 ③医薬品の条件付き早期承認品目として、令和元年度に化学療法歴のあるHER2 陽性の手術不能又は再発乳癌（標準的な治療が困難な場合に限る）治療薬を総審査期間 6.6 月で承認したほか、2品目を承認した。 ④革新的医療機器条件付早期承認品目として、令和 2 年度に医療機器（先天性心疾患における肺動脈弁位に植込まれた弁付き導管・外科用生体弁の再治療に使用する経カテーテルウシ心のう膜弁）1 件を承認した。 また、突発的に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に以下のように対	
--	--	---	--	--	--	--

	70％タイル値で 10 ヶ月 ・各年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、以下のとおり、平成 35 年度までに 55％タイル値で 10 ヶ月を達成する（ただし、申請者側が通算で 10 ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 平成 31 年度 51％タイル値で 10 ヶ月 平成 32 年度 52％タイル値で 10 ヶ月 平成 33 年度 53％タイル値で 10 ヶ月 平成 34 年度 54％タイル値で 10 ヶ月 平成 35 年度 55％タイル値で 10 ヶ月 ・各年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（通常品目以外の品目）の申請から承認までの総審査期	＜主な定量的指標＞ ・ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（通常品目）の総審査期間 平成 31 年度 51％タイル値で 10 ヶ月 平成 32 年度 52％タイル値で 10 ヶ月 平成 33 年度 53％タイル値で 10 ヶ月 平成 34 年度 54％タイル値で 10 ヶ月 平成 35 年度 55％タイル値で 10 ヶ月 ＜主な定量的指標＞ ・ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（通常品目以外の品目）の総審査期間 平成 31 年度 51％タイル値で 6 ヶ	・ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（通常品目）の総審査期間 実績は以下のとおりである 令和元年度 51％タイル値は 6.4 ヶ月 令和 2 年度 52％タイル値は 8.4 ヶ月 令和 3 年度 53％タイル値は 8.0 ヶ月 令和 4 年度 54％タイル値は 7.9 ヶ月 ・ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（通常品目以外の品目）の総審査期間 実績は以下のとおりである 令和元年度 51％タイル値は 4.6 ヶ月	応し、できる限り迅速に審査を進め、いち早く医療現場に提供することに大きく寄与した。 ・新型コロナウイルス感染症に対する医薬品9品目の審査を優先的に行い、承認された（特例承認、緊急承認を含む）。 ・新型コロナウイルス感染症に対するワクチン14品目の審査を優先的に行い、承認された（特例承認を含む）。 ・新型コロナウイルスワクチン戦略相談を令和2年10月に開設し、申込み全件について実施した。令和2年度112件、令和3年度186件、令和4年度138件。 ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い需要が増加した新指定医薬部外品たる外皮消毒剤25品目の承認審査（迅速通知発出品目）について、迅速に処理し承認された。 ・新型コロナウイルス感染症に対する医療機器28品目の審査を優先的に行い、承認された。 ・新型コロナウイルス感染症に関連する医療用の体外診断用医薬品として132品目、一般用抗原検査キット（OTC）として16品目の審査を優先的に行い、承認された。 以上のとおり、医薬品、医療機器等の審査業務の目標は、高難度であるところ多くの項目について120%を超える成果が得られていることに加え、審査業務の質の向上に	
--	---	--	--	--	--

		間について、以下のとおり、平成 35 年度までに 55%タイル値で 6 ヶ月を達成する（ただし、申請者側が通算で 6 ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 平成 31 年度 51%タイル値で 6 ヶ月 平成 32 年度 52%タイル値で 6 ヶ月 平成 33 年度 53%タイル値で 6 ヶ月 平成 34 年度 54%タイル値で 6 ヶ月 平成 35 年度 55%タイル値で 6 ヶ月 ・各年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（迅速審査品目）の申請から承認までの総審査期間について、以下のとおり、平成 35 年度までに 53%タイル値で 3 ヶ月を達成する（ただし、申請者側が通算で 3 ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 平成 31 年度から 34 年度まで 50%タイル値で 3 ヶ月	月 平成 32 年度 52%タイル値で 6 ヶ月 月 平成 33 年度 53%タイル値で 6 ヶ月 平成 34 年度 54%タイル値で 6 ヶ月 平成 35 年度 55%タイル値で 6 ヶ月 ＜主な定量的指標＞ ・ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（迅速審査品目）の総審査期間 平成 31 年度から 34 年度まで 50%タイル値で 3 ヶ月 平成 35 年度 53%タイル値で 3 ヶ月	令和 2 年度 52%タイル値は 5.4 ヶ月 令和 3 年度 53%タイル値は 4.7 ヶ月 令和 4 年度 54%タイル値は 4.7 ヶ月 ・ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（迅速審査品目）の総審査期間 実績は以下のとおりである 令和元年度 50%タイル値は 2.8 ヶ月 令和 2 年度 50%タイル値は 2.8 ヶ月 令和 3 年度 50%タイル値は 2.7 ヶ月 令和 4 年度 50%タイル値は 2.9 ヶ月	関する取組の指標を大きく上回っている。 さらに、先駆的医薬品等指定制度（旧名称 先駆け審査指定制度）、医薬品の条件付き承認制度（旧名称 医薬品の条件付き早期承認制度）、医療機器等条件付き承認制度（旧名称 革新的医療機器条件付早期承認制度）の適切な運用や、突発的に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に対応し、できる限り迅速に審査を進めた結果、新型コロナウイルスワクチン・治療薬をはじめとする医療上必要性の高い品目の速やかな承認に大きく寄与した。 （RS 関係） 実績欄に記載のとおり、厚生労働省の通知等について文案のとりまとめを行うなど発出に協力した。また、アカデミア等の専門機関との包括的連携協定と RS 研究の推進に関連し、着実に実績を上げた。包括的連携協定については締結機関数は 11 となり、連携大学院協定締結機関等も含めて、アカデミアの教育課程に協力し、人材交流、人材育成、共同研究等を通じた RS の普及を推進する体制を整備拡大し、意見交換等を積極的に実施した。 ホライゾン・スキヤニング実施要領に従い、最先端科学技術への対応を試行し、先端技術への対応に資する報告書を取りまとめた。また、PMDA	
--	--	---	---	---	--	--

		月 平成 35 年度 53%タイル値で 3 ヶ月 イ 新たな相談区分の設定・既存相談の充実 ・治験相談等について、相談者のニーズを踏まえた新たな相談区分を設定するとともに、既存相談の拡充等、更なる充実を図る。 ・生物学的同等性評価試験の複雑化（高度化）、開発製剤の多様化に対応できるよう、常に生物学的同等性試験ガイダンスの更新を図る。		・治験相談等について、相談者のニーズを踏まえ、後発医薬品変更管理事前確認相談（CCG）（平成 31 年 4 月開始）、後発医薬品 BCS（追加）相談（令和 2 年 12 月開始）及び後発医薬品 MF 確認相談（CMF）（令和 3 年 4 月開始）を新たな相談区分として設定した。また、既存相談区分（対面助言）の後発医薬品生物学的同等性相談（BE 相談）と後発医薬品品質相談（品質相談）について、相談者のニーズを踏まえ、各社両相談合計で 1 件/月までとしていたところ、BE 相談、品質相談それぞれ各社 1 件/月（両相談合計 2 件/月）まで申し込みできるよう拡充した（平成 31 年 4 月開始）。 ・後発医薬品等に係る生物学的同等性評価の複雑化（高度化）に対応するため、AMED 研究班に参加し、課題の洗い出し等をするなどして、厚生労働省による以下の通知等の発出に協力した。 1）令和 2 年 3 月 19 日付薬生薬審発 0319 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知「後発医薬	ホライゾン・スキャンニングの取組については学術雑誌に論文を公表し、国際的な情報発信を継続的に行った。 科学委員会では、令和元年～令和 4 年までに計 6 つのテーマについて専門部会での検討が行われ、うち 5 つのテーマについて提言・報告書等の作成や英文学術誌への投稿による発信が行われた。 申請電子データの提出等の実績を踏まえ、各品目の円滑な審査に支障をきたすことがないよう、及び、新医薬品の審査過程で、審査チームが申請電子データを用いて解析を行い質の高い議論が可能となるよう、各種の取り組みを行った。申請電子データを活用したガイドラインの策定等を目指し、試行的な検討を行った。 レジストリ活用に関する通知等の作成に協力した。また、通知等を踏まえ、レジストリに関する相談枠等で、個々のレジストリに対する相談を実施した。 （国際関係） 令和 2 年より、COVID-19 の世界的流行による渡航制限のため、国際業務の遂行が非常に困難な状況となった。しかしながら、ICMRA の副議長として COVID-19 ワクチンや治療薬の開発方針について各国との意見調整を行い、その結果を公表することにより、これら医療製品の開発と患者アクセスの向上に努めた。さ	
--	--	---	--	--	---	--

	③ 一般用医薬品、医薬部外品審査関係 迅速な審査、予見可能性及び業務の質の向上並びに相談者のニーズに適合した相談事業の充実を図ること。	＜一般用医薬品、医薬部外品審査関係＞ ア 適正使用の推進に貢献するための迅速な審査の実施（予見可能性の向上）と一層の質の向上（本項目における「区分」とは、医薬品の承認申請について（平成26年11月21日薬食発1121第2号 医薬食品局長通知）に定めるものを指す。） ・各年度に承認された要指導・一般用医薬品の区分1から6及び殺虫剤等（医薬品）区分1、2の申請	＜評価の視点＞ ・一般用医薬品、医薬部外品審査業務について、的確かつ迅速な審査を実施していくために、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。 ＜主な定量的指標＞ ・要指導・一般用医薬品の区分1から6及び殺虫剤等（医薬品）区分1、2の総審査期間	品の生物学的同等性試験ガイドライン等の一部改正について」 2）令和2年3月19日付厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課事務連絡「「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドラインに関する質疑応答集（Q&A）」について」等の改正について」 3）令和4年10月4日付厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課事務連絡「局所皮膚適用製剤（半固形製剤）の後発医薬品の生物学的同等性試験実施に関する基本的考え方について」	らに、ICH では管理委員会の副議長、APEC-LSIF-RHSCでは共同議長を務めた他、日米欧三薬局方検討会議、世界薬局方会議等多国間会議に積極的に参加し、PMDAの国際的地位の向上に貢献した。 また、欧州EMAへのリエゾン派遣や、欧米、アジア各国との積極的な二国間会合を通じて得られた情報を、我が国の審査等業務やCOVID-19対策に活かすとともに、我が国の対応・考えの積極的な発信を通じて他国の対策へも貢献した。 あわせて、アジア各国とのシンポジウム・セミナー等の開催を通じ、アジア各国の規制水準の向上に大きく貢献するとともに、インド、インドネシア、タイ、台湾、フィリピンにおいては、各国簡略審査制度等の参照国として日本が位置付けられ、日本の審査結果の相手国規制への取り込みが進む等、COVID-19の流行により国際活動に支障が生じたにもかかわらず所期の目標を大きく上回る成果を達成した。 以上のように、定量的指標について、多くの項目で大きく目標を上回って達成しており、また、定性的な指標についても顕著な実績を上げた。 さらに、新型コロナウイルス感染症関連品目についても迅速に審査をし、いち早く医療現場に提供することに大きく寄与したことからS評定と	
--	---	--	--	--	--	--

	から承認までの総審査期間について、平成 35 年度までに 50%タイル値で 12 ヶ月を達成する（ただし、平成 31 年 4 月以降に申請された品目を対象とし、都道府県等の GMP 調査に要した期間及び申請者側が通算で 12 ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 ・各年度に承認された要指導・一般用医薬品の区分 7 及び 8 並びに殺虫剤等（医薬品）区分 3 の申請から承認までの総審査期間について、以下のとおり、平成 35 年度までに 70%タイル値で 7 ヶ月を達成する（ただし、平成 31 年 4 月以降に申請された品目を対象とし、都道府県等の GMP 調査に要した期間及び申請者側が通算で 7 ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 平成 31 年度 50%タイル値で 7.5 ヶ月 平成 32 年度 50%タイル値で 7 ヶ月 平成 33 年度 55%タイル値で 7 ヶ月	平成 35 年度までに 50%タイル値で 12 ヶ月を達成 ＜主な定量的指標＞ ・要指導・一般用医薬品の区分 7 及び 8 並びに殺虫剤等（医薬品）区分 3 の総審査期間 平成 31 年度 50%タイル値で 7.5 ヶ月 平成 32 年度 50%タイル値で 7 ヶ月 平成 33 年度 55%タイル値で 7 ヶ月 平成 34 年度 60%タイル値で 7 ヶ月 平成 35 年度 70%タイル値で 7 ヶ月	令和元年度 5.4 ヶ月 令和 2 年度 8.4 ヶ月 令和 3 年度 12.6 ヶ月 令和 4 年度 10.9 ヶ月 （注：本項目は令和 5 年度に達成すべき指標のための参考値） ・要指導・一般用医薬品の区分 7 及び 8 並びに殺虫剤等（医薬品）区分 3 の総審査期間 実績は以下のとおりである 令和元年度 50%タイル値は 5.3 ヶ月 令和 2 年度 50%タイル値は 6.3 ヶ月 令和 3 年度 55%タイル値は 6.2 ヶ月 令和 4 年度 60%タイル値は 4.9 ヶ月	する。 ＜課題と対応＞ （審査関係） 第 4 期の最終年度（令和 5 年度）までに達成すべき目標についても、引き続き、業務の迅速かつ適切な実施により達成を図る。 （RS 関係） 革新的医薬品及び革新的医療機器・再生医療等製品等の実用化に向けて、アカデミアや国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）等と連携するとともに、革新的医薬品等先端科学技術情報を収集する機能を一層強化するため、ホライゾン・スキャンニング手法を確立するとともに、更なるガイドラインや審査基準の策定を図る。 （国際関係） 渡航制限の緩和により、対面会合の再開が進みつつある一方、ATC が実施するセミナー受講希望者の国・地域には、日本への入国要件を満たさぬ者も多いところ、グループ議論を行う場合等、対面開催が有益である場合には対面での開催を再開しつつ、オンラインセミナーの利便性も活用し、効果的かつ効率的に国際貢献を行っていく。		
--	---	--	--	--	--	--

	月 平成 34 年度 60% タイル値で7ヶ月 平成 35 年度 70%タイル値で7ヶ月 ・各年度に承認された要指導・一般用医薬品のうち、50%以上の品目について、申請受付日から 90 日以内に初回照会事項を送付する（平成 31 年 4 月以降に申請があった品目に限る。）。 ・各年度に承認された医薬部外品の申請から承認までの行政側期間について、以下のとおり、平成 35 年度までに 70%タイル値で 4.5 ヶ月を達成する（ただし、平成 31 年 4 月以降に申請された品目を対象とし、都道府県等の GMP 調査に要した期間を除く。）。 平成 31 年度 50%タイル値で 5 ヶ月 平成 32 年度 50%タイル値で 4.5 ヶ月 平成 33 年度 60%タイル値で 4.5 ヶ月 平成 34 年度	<主な定量的指標> ・要指導・一般用医薬品のうち、50%以上の品目について、申請受付日から 90 日以内に初回照会事項を送付する。 <主な定量的指標> ・医薬部外品の行政側審査期間 平成 31 年度 50%タイル値で 5 ヶ月 平成 32 年度 50%タイル値で 4.5 ヶ月 平成 33 年度 60%タイル値で 4.5 ヶ月 平成 34 年度 65%タイル値で 4.5 ヶ月 平成 35 年度 70%タイル値で 4.5 ヶ月	・要指導・一般用医薬品の初回照会 90 日以内の達成率は、各年度の承認品目について、 令和元年度 72.6% 令和 2 年度 81.6% 令和 3 年度 88.7% 令和 4 年度 95.2% であり、いずれも目標を達成した。 ・医薬部外品の行政側審査期間 実績は以下のとおりである 令和元年度 50%タイル値は 4.9 ヶ月 令和 2 年度 50%タイル値は 2.7 ヶ月 令和 3 年度 60%タイル値は 3.9 ヶ月 令和 4 年度 65%タイル値は 3.6 ヶ月 ・中期計画に記載されている事項以外であるが、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い需要が増加した新指定医薬部外品たる外皮消毒剤（令和 3 年度 24 品目、令和 4 年度 1 品目）の承認審査（迅速通知発出品目）について、迅速に処理し承認された。			
--	--	---	---	--	--	--

	65%タイル値で 4.5 ヶ月 平成 35 年度 70%タイル値で 4.5 ヶ月 イ 新たな相談区分 の設定・既存相談の 充実 ・要指導・一般用医薬品について、新一般用医薬品開発妥当性相談の相談枠を増枠する。また、新たに規格等の妥当性を確認する O T C 品質相談、開発計画から申請まで総合的に確認するスイッチ O T C 等開発前相談を設定する。 ・医薬部外品について、開発相談（ヒト試験計画確認相談、新添加物開発相談）の相談枠を増枠する。また、一部の申請区分を対象に、申請内容の確認を行う事前確認相談を新たに設定し、対象品目については、平成 35 年度までに、相談受付か		・要指導・一般用医薬品について、新一般用医薬品開発妥当性相談を 4 件/月から 5 件/月へ増枠し（令和元年度）、申込みのあった全件に対応した（令和元年度 22 件、令和 2 年度 13 件、令和 3 年度 24 件、令和 4 年度 23 件）。また、OTC 品質相談及びスイッチ OTC 等開発前相談を新設し（令和元年度）、申込みのあった全件に対応した（OTC 品質相談：令和元年度 2 件、令和 2 年度 1 件、令和 3 年度 0 件、令和 4 年度 1 件 スイッチ OTC 等開発前相談：令和元年度 2 件、令和 2 年度 1 件、令和 3 年度 1 件、令和 4 年度 1 件）。 ・医薬部外品について、ヒト試験計画確認相談又は新添加物開発相談のいずれか 1 件/月までとしていたが、それぞれ 1 件（合計 2 件）/月まで対応できるよう増枠（令和元年度）するとともに、申込みのあったヒト試験計画確認相談（令和元年度 1 件、令和 2 年度 3 件、令和 3 年度 5 件、令和 4 年度 2 件）及び新添加物開発相談（令和元年度 0 件、			
--	--	--	--	--	--	--

		ら承認までの期間として行政側 3.5 ヶ月を目指す。 ・相談者のニーズを踏まえた新たな相談区分の必要性について検討し、相談制度の充実を図る。		令和 2 年度 0 件、令和 3 年度 2 件、令和 4 年度 0 件）の全件に対応した。また、事前確認相談を令和 5 年 1 月より施行的に開始した。 ・医薬部外品の簡易相談について、簡易相談の受入れ枠を超える申込数の増加に対応するため実施要綱を改正（令和 3 年度）し相談機会の均等化を図るとともに、増枠を行った（令和 2 年度～令和 4 年度）。また、医薬部外品及び殺虫剤の業界団体と定期的に意見交換会を実施し、新たな相談制度の創設について、検討を行った。			
	④ 信頼性保証関係 ア 適合性調査を効率的に実施すること。	＜信頼性保証関係＞ ア 適合性調査の効率的な実施 ・新医薬品等の承認申請に係る試験等の適正な実施を促進するための啓発活動を行うとともに、申請資料の信頼性の確保を図るための適合性調査を効率的に実施する。		・新医薬品等の承認時期に影響を及ぼさない時期に、効率的かつ効果的な調査を実施した。また、コロナ禍においては、リモート調査の手法を確立するとともに、企業を対象にしたオンライン説明会を開催し、その内容を周知した。さらに、その手法を定めた手続き通知を発出した。 ・新医薬品等の承認申請に係る試験等の適正な実施を促進するための啓発活動として、GCP 研修会、GLP 研修会、GPSP 説明会等を開催した。また、適合性調査を効率的に実施するため、調査手法を適宜見直し、適合性調査手続き			

				通知を改正した。さらに、必要な情報を迅速に発信するため、PMDA ホームページに専用ページを設け、補足説明資料を頻回に更新した。 ・その他、新医薬品の品質・非臨床試験に対する適合性書面調査について、更なる公平性確保と負担軽減に資する運用変更を行った。また、ジェネリック医薬品の適合性調査を強化した。			
		・調査関連の情報交換等を行うことにより、海外規制当局との連携を強化する。		・信頼性適合性調査の円滑・効率的な実施に資するため、欧米 GCP initiative に正式に参加し、米国 FDA 及び欧州 EMA と調査予定・結果等について情報共有・意見交換を行った。 ・その他、国際シンポジウムでの講演等において、アジア地域の治験実施者に対して ICH-GCP や PMDA における調査手法の解説及び情報提供を行った。			
	リアルワールドデータ（注 4）の申請資料への活用に向けた検討等を行うこと。 （注 4）実臨床の環境において収集された安全性・有効性の評価に係る各種電子的データ。	リアルワールドデータ等への適切な対応 ・臨床研究の成果及びレジストリデータ等のリアルワールドデータの申請資料への活用に向けた対応等を行う。		・厚生労働省が取りまとめている臨床研究で得られた情報の申請資料への活用に関する通知の策定に協力した。 ・リアルワールドデータの活用に関しては、「レジストリデータを承認申請等に利用する場合の信頼性担保のための留意点」に関する文書を取りまとめた。			

				・適合性調査手続き通知の改正に、承認申請等にリアルワールドデータが添付された際の適合性調査の手法を明確化した。 ・リアルワールドデータの利用者の利便性向上を図るため、医薬品データベース活用相談、医薬品データベース信頼性調査相談、医薬品レジストリ活用相談及び医薬品レジストリ信頼性調査相談を新設し、令和４年度までにそれぞれ２件、４件、９件及び８件実施した。また、これらの相談で得られた知見の中から一般化できる内容を取りまとめ、厚生労働省による事務連絡として周知を図った。 ・製造販売後データベースに対する適合性調査を適切に実施するため「データベース調査管理ツール」を公開した。			
	⑤ 品質管理関係 ア GMP（注５） 実地調査体制の充実を図ること。 （注５）医薬品及び医薬部外品の製造所における製造管理及び品質管理の基準（Good Manufacturing Practice の略）。	＜品質管理関係＞ ア GMP実地調査の充実 ・GMP実地調査体制の拡充を図り、製造管理又は品質管理に注意を要する程度、過去の調査実績、国際連携等を総合的に考慮しつつ、製造所への実地調査をより充実させる。	＜評価の視点＞ ・各種調査について質の向上のための各種取組が着実に進んでいるか。また、調査を通じたGMPレベルの向上のため、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	・令和元年度～令和４年度は、PIC/S、APIプログラム等の情報に基づき、395件（海外165件、国内230件）の実地調査を実施。なお、令和２年度から令和３年度にかけては新型コロナウイルスの感染拡大による渡航制限措置により、海外の実地調査を延期し、リスクの高い製造所に対しては、IT技術を活かした遠隔調査による調査を２５件実施した。			

	イ 無通告査察を 着実に実施できる 体制を確保するこ と。	イ 無通告査察の着 実な実施 ・製造所のGMPレ ベルの向上を図るた め、無通告査察を着 実に実施する。		・製造所の GMP レベルの維 持向上のため、令和元年度か ら令和４年度にかけて146件 の無通告査察を実施した。			
	ウ 新しい製造技 術への確に対応す ること。	ウ 連続生産等新し い製造技術への的確 な対応 ・連続生産等の新し い製造技術に関し、 審査部門との連携の 推進等により、情報 収集、ガイドライン の作成協力を行うな どの確な対応を図る とともに、必要な相 談体制を構築する。	＜評価の視点＞ ・新しい製造技術へ対 応するための各種取 組が実施されている か。	・連続生産技術の理解や促進 のため、ICH ガイドラインの 解説や現実的な課題等に関す る講演会等を通じて情報発信 を行った。 ・革新的製造技術に係る相談 制度の主管部として、PMDA の審査部門や都道府県の薬務 課とも連携して相談を実施し た。			
	エ 都道府県等の 調査担当職員の質 の向上に寄与する こと。 【評価における指 標】 1 分野ごとに申	エ 都道府県等の職 員の資質向上への貢 献 ・合同調査等の実施 の促進を図り、都道 府県等の職員の資質 向上に貢献する。	＜評価の視点＞ ・都道府県等の職員の 資質向上のための取 り組みが適切に実施 されているか。	・令和４年４月にGMP教育 支援課を設置し、PMDA 調査 への同行の機会の提供、合同 調査の実施、PMDA 教育資料 等の提供及び GMP 調査員向 け講習会等への講師派遣等 を通じて、都道府県 GMP 調査 員の教育支援を行った。			

請から承認までの審査期間の目標値を別紙のとおり設定する。 2 審査業務の質の向上に関して、以下の取組を行う。 （１）先駆け審査品目、条件付き早期承認品目に関する相談及びR S戦略相談等の申込みに対して、全件相談を実施すること。（平成 29 年度実績 全件実施） （２）各年度に承認された要指導医薬品・一般用医薬品（注 6）のうち、50%以上の品目について、申請受付日から 90 日以内に初回照会事項を送付すること。 （注 6）要指導医薬品は、医師による処方箋は不要だが、薬剤師が対面で販売しなければならない医薬品。一般用医薬品は、医師による処方箋も薬剤師の対面販売も不要の医薬品。 【目標の設定及び水準の考え方】 1 分野ごとの申	＜その他＞ ア 業務のオンライン化等の推進 ・申請者等に対するアクセス向上と業務効率化を図るため、各種申請、相談、届出関係業務の書類の電子化、オンライン化を推進する。 イ 品質・製法変更への迅速な対応 ・品質・製法変更に迅速に対応（ICH Q12 関係）するための取組を進める。	＜評価の視点＞ ・申請者等の利便性向上のための各種取組が実施されているか。	・システム改修や業務手順の見直しを進め、令和 3 年度には届出のオンライン提出の受付を開始した。さらに令和 4 年度には申請手続きにも対象を拡大し、医薬品等電子申請ソフトで作成する申請及び届出は全てオンライン提出が可能となった。 ・医薬品等変更計画（PACMP）に基づく製造方法等の変更について、PACMP 品質相談及びPACMPGMP 相談を実施し、迅速な対応に寄与した。 令和元年度 PACMP 品質相談 7 件 PACMP GMP 相談 3 件 令和 2 年度 PACMP 品質相談 1 件 PACMPGMP 相談 1 件 令和 3 年度 PACMP 品質相談 4 件 PACMPGMP 相談 2 件 令和 4 年度			
--	--	---	---	--	--	--

	請から承認までの審査期間については、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。 2 審査業務の質の向上及び迅速化を図るため、相談業務等についても、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。	ウ 規格基準関係業務の適切な実施 ・医薬品等の適正な品質を確保するために必要な日本薬局方の改正に向けた原案を作成する。	PACMPGMP相談 1件 ・令和3年8月からは医薬品等変更計画（PACMP）確認申請制度が開始し、令和4年度は3件受付けた。 ・第十八改正日本薬局方（令和3年6月告示）、第十八改正日本薬局方第一追補（令和4年12月告示）及び第十八改正日本薬局方第二追補（令和6年6月告示予定）の原案作成のため、日本薬局方原案検討委員会を開催した（令和元年度82回、2年度58回、3年度74回、4年度82回）。令和元年度から4年度は第十八改正日本薬局方、同第一追補及び同第二追補の原案として以下のとおり意見公募を実施した。 【意見公募実績】 （第十八改正原案） 医薬品各条 令和元年度：150件 通則・一般試験法・参考情報 令和元年度：20件 （第十八改正第一追補原案） 医薬品各条 令和元年度：15件 令和2年度：29件 令和3年度：58件 通則・一般試験法・参考情報 令和元年度：7件 令和2年度：5件 令和3年度：12件 （第十八改正第二追補原案） 医薬品各条 令和3年度：10件 令和4年度：108件			
--	--	---	--	--	--	--

		・原薬等登録原簿（マスターファイル）を利用した承認審査が円滑に進められるよう、問合せの多い質問や指摘事項を集計し、講習会及びホームページで周知を図る。 エ 関西支部の活用 ・関西支部を活用し		通則・一般試験法・参考情報 令和３年度：３件 令和４年度：１５件 また、令和元年度以降に厚生労働省に報告した医薬品各条原案の品目数は以下のとおりであった。 【報告品目数】 （第十八改正原案） 新規収載品目：３３品目 既収載改正品目：１６８品目 令和２年８月報告 （第十八改正第一追補原案） 新規収載品目：１１品目 既収載改正品目：８２品目 令和４年６月報告 ・原薬製造業者、国内管理人、製造販売業者等を対象に、マスターファイルの維持管理に関する最新の知見等を共有するためマスターファイル講習会を毎年１回実施（４回）した。なお、４回実施のうち令和２年及び３年の２回は、新型コロナウイルス感染が収束しないため講習会資料の配布による講習会実施とした。また、原薬等製造業者や国内管理人等からのメールによる相談に応じ、参考となる事例については、講習会資料及びPMDA ホームページへの掲載等により周知した。 ・関西支部において GMP 実			
--	--	--	--	--	--	--	--

	たGMP 実地調査を実施することにより、調査の効率化を図る。 ・ 関西支部を活用し、バイオ医薬品等の実用化促進に適切に対応する。 ＜R S の推進による業務の質の向上＞ ① R S 研究の推進 ア 最先端科学技術の積極的な情報収集及び評価についてのガイドラインの作成 ・ ゲノム編集技術等の最先端科学技術の情報を積極的に収集・選別し、科学委員会、横断的基準作成等プロジェクトチーム（注1）、関係部門において評価を行	地調査を、西日本地域を対象に、令和元年度 26 件、2 年度 21 件、3 年度 31 件、4 年度 26 件、また、アジア地域を対象に、令和元年度 49 件、2 年度 0 件、3 年度 0 件、4 年度 10 件を実施することにより調査の効率化を図った。 ・ 関西支部において、RS 総合相談は、令和元年度 13 件、2 年度 17 件、3 年度 9 件、4 年度 10 件、また、RS 戦略相談（事前面談）は、令和元年度 22 件、2 年度 26 件、3 年度 29 件、4 年度 37 件を実施し、バイオ医薬品等の実用化促進に貢献した。			
	・ 最先端科学技術情報を収集し、科学委員会、横断的基準作成等プロジェクトチームを活用して、革新的医薬品の評価法等の作成を行うことができたか。	＜評価の視点＞ ・ 令和元年 9 月にホライゾン・スキャンニング実施要領を定め、PMDA が積極的に情報収集・選別・評価を行い、科学委員会等の適切な組織で最先端科学技術に対応する体制を整備した。 ・ ホライゾン・スキャンニング			

		い、報告書やガイドラインを作成する。 (注1) 機構の職員が、テーマごとに分野横断的なプロジェクトチームを結成し、開発・評価の考え方を検討し、ガイドラインの策定等につなげる活動		の枠組みを紹介する論文を国際誌に計4報掲載し(Clinical Pharmacology and Therapeutics, British Journal of Clinical Pharmacology, Frontiers in Medicine, Frontiers in Medicine-Regulatory Science)、国際的な情報発信を継続的に行った。 ・第4期～第6期の科学委員会において、以下の計5報の報告書を取りまとめた。 ① 薬剤耐性菌感染症治療薬の臨床評価に関する報告書(2019年10月4日) ② ゲノム編集技術を用いた遺伝子治療用製品等の品質・安全性等の考慮事項に関する報告書(2020年2月7日) ③ コンピューターシミュレーションを活用した医療機器ソフトウェアの審査の考え方に関する専門部会報告書(2021年3月30日) ④ マイクロバイオーム研究に基づいた細菌製剤に関する報告書(2022年2月25日) ⑤ エクソソームを含む細胞外小胞(EV)を利用した治療用製剤に関する報告書(2023年1月17日) ・令和元年度から令和4年度において、横断的基準作成等プロジェクトにおける各WGの活動として、 令和元年度2件 令和2年度5件		
--	--	--	--	---	--	--

		イ ホライゾン・スキャンニング(注2)手法の確立		令和3年度8件 令和4年度5件 の通知等の作成に協力した。 ・上記の他、各専門分野あるいは各部で対応を行い、 令和元年度14件 令和2年度5件 令和3年度8件 令和4年度3件 の通知等の作成に協力した。 ・令和元年5月に横断的基準作成等プロジェクトチーム(横断的PT)として、患者参画や患者との協同に向けたPMDAの取組みを検討することを目的とした患者参画検討WGを新設した。			
		・海外規制当局との間で情報交換等の連携を進め、医薬品の開発を見据えた最先端科学技術の情報の収集と評価のための効率的・効果的なホライゾン・スキャンニング手法を確立する。 (注2) RSに基づき、どのような革新的技術が登場しつつあるのかの網羅的調査と、それが規制に及ぼす影響の評価を	<評価の視点> ・ホライゾン・スキャンニング手法確立に向けた検討を遅滞なく行うことができたか。	・効率的、効果的なホライゾン・スキャンニング手法の確立に向けた検討を行うため、令和元年度にホライゾン・スキャンニング実施要領を制定し、当該実施要領に従ってホライゾン・スキャンニングの試行を開始した。 ・令和元年～令和4年度までに、以下のテーマを見出し、科学委員会における検討を行うこととなった。 ① ゲノム編集技術を用いた遺伝子治療用製品等の品質・安全性等の考慮事項に関する報告書(第4期) ② コンピューターシミュレ			

		行い、革新的技術に対する適切な規制構築に役立てる取組		ーションを活用した医療機器ソフトウェアの審査の考え方（第4～5期） ③ マイクロバイオーム研究に基づいた細菌製剤の現状と課題等（第5期） ④ エクソソームを含む細胞外小胞（EV）を利用した治療用製剤に関する考え方（第5～6期） ⑤ 標的指向性を有する in vivo 遺伝子治療用製品のベクターに関する評価の考え方（第6期）			
		ウ 包括的連携協定の推進 ・アカデミア等の専門機関との包括的連携協定の締結により、人材交流、人材育成、共同研究、情報交換等の広範な分野で協力・連携を進める。	<評価の視点> ・レギュラトリーサイエンスの発展と普及のために、アカデミアとの包括的連携協定等に基づき、人材交流、人材育成、共同研究、研究活動に関する情報発信等を積極的に実施したか。	・連携大学院制度を発展・強化させた包括的連携協定を11機関(国立がん研究センター、広島大学、慶應義塾、筑波大学、国立精神・神経医療研究センター、東北大学、国立国際医療研究センター、国立循環器病研究センター、国立成育医療研究センター、東京医科歯科大学及び東京大学)と締結し、アカデミア等との共同研究を推進するための枠組みを整備し、包括的連携の中で人材交流、講演、勉強会、共同研究等を行い、レギュラトリーサイエンス人材の育成に寄与した。 ・国立がん研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センターとの包括的連携協定に基づき、令和4年度に、各機関の薬剤部に4名、治験管理部門2名を派遣し、実務を行う最長1年			

		エ 研修の充実による人材育成 ・審査業務の質の向上に資する人材を育成する観点から、研修プログラムの実施状況を評価するとともに、医療現場や企業の製造現場における現場研修等の内容を充実し、着実に実施する。	＜その他の指標＞ ・国内短期派遣研修、病院実地研修、現場研修等の実施状況 ＜評価の視点＞ ・国内短期派遣研修、病院実地研修、現場研修等の各種研修が適切に実施されているか。	の研修を行った。 ・医療技術等の習得を目的とする国内派遣研修を継続的に実施し、令和元年度から令和4年度までの間で、のべ 229 名が参加した（内訳：令和元年度 69 名、令和2年度 60 名、令和3年度 51 名、令和4年度 49 名）。 ・技術系職員の博士号取得を支援し、高度な専門知識の獲得を目的とした人材育成制度の整理統合・充実強化を図り、令和3年度より国内大学院研修を新たに創設した。その結果、令和3年度及び令和4年度の2年間で、のべ 21 名が大学院での研修に参加した。 ・令和2年度より、新医薬品等審査業務に携わる職員を対象とした ISO9001 研修を実施し、令和4年度までの3年間で 479 名が受講した。 ・令和4年度より、信頼性保証部の職員を対象に、医療現場における治験管理の実態等を理解し、より質の高い業務を実施できるようにすることを目的として、国立研究開発法人国立がん研究センターなどの医療機関の治験管理部門に職員を長期派遣する研修を新たに実施した。令和4年度は2名が研修を開始した。			
--	--	--	---	---	--	--	--

		オ 研究環境の充実と研究成果の積極的発信 ・職員がR S 研究に従事しやすい環境を整備する。 ・職員による論文の査読付き雑誌への掲載を促進する。	＜評価の視点＞ ・R S 研究の成果の論文掲載を促進するための具体的な検討を進めることができるか。	・医療機関の治験倫理審査委員会等の研修を継続的に実施し、令和元年度から令和4年度までの4年間で、のべ40名が参加した。 ・職員に対する各種研修の実施にあたっては、コロナ禍等によるテレワークなどの業務形態の変化に合わせ、動画視聴形式やe-ラーニング、オンラインシステムを活用したインタラクティブ型（対話型）の研修などのリモート研修を令和2年度より拡大した。 ・研究関連の規程類を改正し、手続きを明確化、簡略化し、迅速な研究の開始と論文を作成するための体制を整備し、令和5年度より施行することとした。 ・令和元年度のレギュラトリーサイエンス推進会議で研究活動の推進策を定め、PMDA、欧米の規制当局（米国FDA、EMA）から報告された論文を速やかに把握できるように、PMDA 役職員に、毎週、情報提供を行っている。 ・令和3年度より、論文掲載の促進策として、医薬品や医療機器等の審査の概要を論文化する支援を行い、学術雑誌 Oncologist に掲載された。 英語論文： 令和元年度 32 報			
--	--	---	---	---	--	--	--

		カ 科学委員会の活用とその成果を踏まえた評価の考え方等の取りまとめ ・先端科学技術のうち、新たな対応が必要な技術等について、科学委員会を積極的に活用し、先端科学技術応用製品へのよりの確な対応を図る。	＜評価の視点＞ ・革新的医薬品の評価の考え方について報告書を取りまとめ、その成果を国内外へ情報発信することができているか。	令和２年度 54 報 令和３年度 29 報 令和４年度 35 報 日本語論文： 令和元年度 39 報 令和２年度 47 報 令和３年度 43 報 令和４年度 30 報 ・第４期～第６期の科学委員会において、以下の計５報の報告書を取りまとめた。 ① 薬剤耐性菌感染症治療薬の臨床評価に関する報告書（2019 年 10 月 4 日） ② ゲノム編集技術を用いた遺伝子治療用製品等の品質・安全性等の考慮事項に関する報告書（2020 年 2 月 7 日） ③ コンピューターシミュレーションを活用した医療機器ソフトウェアの審査の考え方に関する専門部会報告書(2021 年 3 月 30 日) ④ マイクロバイオーム研究に基づいた細菌製剤に関する報告書（2022 年 2 月 25 日） ⑤ エクソソームを含む細胞外小胞（EV）を利用した治療用製剤に関する報告書（2023 年 1 月 17 日） ・上記報告書のうち、②については英文論文として投稿も			
--	--	---	---	--	--	--	--

		キ 横断的基準作成等プロジェクトチームの活動の充実 ・分野横断的にプロジェクトチームを結成し、課題ごとに開発・評価の考え方を検討し、考え方やガイドライン等の策定と周知につなげる活動を積極的に行う。	＜評価の視点＞ ・横断的基準作成等プロジェクトチームにおいて検討された成果について、ガイダンス等を策定し、周知を行うことができるか。	行われ、Human Gene Therapy 誌に採択された。 ・令和元年度から令和４年度に、コンパニオン診断薬 WG が２件、小児医薬品 WG が１件、ICH Q12 対応 WG が１件、革新的製造技術 WG が１件、国際共同治験 WG が２件の公開のワークショップまたは説明会を開催した。 ・令和２年度に、横断的 PT のオーファン WG から、日本の希少疾病用医薬品指定制度の２５年間の実績を調査した論文を、海外学術雑誌 Nature Reviews Drug Discovery に掲載した。 ・令和３年９月に、横断的 PT の患者参画検討 WG では、PMDA の業務における患者参画の推進に当たり、PMDA 役職員が参照すべき活動指針を示す「PMDA 患者参画ガイドンス」（日本語版及び英訳版）を作成し、PMDA ウェブサイトに公開した。			
		② 次世代評価手法の活用推進 ア 電子データの審査への活用による審査の効率化及び質の向上 ・新医薬品の審査に		・審査の過程で審査チームが			

		において、臨床試験データを活用した解析を行い、その解析結果を踏まえた指摘や助言を実施できるよう、研修の実施や解析の支援を含め、審査の効率化及び審査・相談の質の高度化を推進するための体制を構築する。 （平成 32 年度から原則全品目について実施）		申請電子データを用いて解析を行い、質の高い議論が可能となるように、リエゾン（次世代評価手法推進部と新薬審査部の併任者）が中心となり、サポートした。先駆け総合評価相談等においても申請電子データを活用できるようにサポートし、相談の質の向上に取り組んだ。 ・申請電子データの受入れに当たって採用している CDISC 標準に関する知識や CDISC 準拠データの解析手法等について、研修を毎年度実施し、職員の解析スキルの向上を図った。 ・申請電子データの提出の更なる円滑化のため、以下の①～③の対応を行った。 ①申請電子データを伴う申請に係る各種課題について、関連業界と継続的な意見交換を行った。 ②申請電子データの提出等の実績を踏まえ、課題解決及び更なる効率化のための整理・検討を毎年度行い、申請電子データ提出に係る通知等を見直し改正した。 ③申請電子データに係る通知等に関する説明会を開催した。また実務担当者を対象としたワークショップを関連業界と共催で毎年度定期的に開催した。		
		イ 電子データの活用による臨床評価ガイドラインの策定				

	や疾患モデルの構築 ・承認申請時に提出される医薬品の臨床試験データに基づき、Modeling & Simulation (M&S)の妥当性の評価と複数の医薬品の臨床試験データに基づく疾患モデルの構築等を目指す。 ・臨床試験データを利用し、医薬品開発に関する品目横断的な解析や先進的な解析手法の性能評価を行う。 ・疾患レジストリデータの特徴を参考に、解析の際の留意点や課題を抽出・整理するとともに、留意すべき事項や基本的な考え方を整理した指針をまとめる。 リアルワールドデータ活用による革新的医薬品の早期実用化への的確な対応 ・レジストリデータについて、医薬品の承認申請等へ活用するためのガイドライン及び信頼性を確保するための考え方に関するガイドライン	<評価の視点> ・レジストリデータについて、医薬品の承認申請等へ活用するためのガイドライン及び信頼性を確保するための考え方に関するガイドラインの素	・申請電子データを活用したModeling & Simulation (M&S)の実施に向けて、情報収集を行うとともに、海外アカデミア等との連携構築を図った。 ・臨床試験データを利用した品目横断的な解析や先進的な解析手法の性能評価を行うため、申請電子データを用いた試行的な検討を行った。 ・疾患レジストリデータの特徴を参考に、解析の際の留意点や課題点の抽出・整理を行った。 ・承認申請等におけるレジストリの活用に関する基本的な考え方及び信頼性担保のための留意点に関する通知等の発出に協力した。さらに、レジストリに関する相談枠を設置し、通知等を踏まえ、個々の			
--	--	--	---	--	--	--

		をとりまとめ、個々のレジストリに対して相談の開始が可能となる体制を構築する。 ＜国際化の推進＞ ① 国際的リーダーシップの発揮 ア 多国間交渉・会議における議論への貢献 ・多国間交渉・会議において議論をリードし、規制調和・国際協力に積極的に貢献するとともに、日本の国際的発言力を高めることを目指す。	案の作成を遅滞なく進めることができるか。 ＜評価の視点＞ ・欧米やアジア諸国との連携により、積極的な国際活動を推進し、医療サービスの向上と PMDA の国際的地位の確立を図るための諸々の施策が着実に実行されているか。	レジストリに対する相談を実施した。また、レジストリデータを活用した医薬品の審査を行い、承認された。 ・医薬品等の開発におけるリアルワールドデータ（RWD）の活用推進を目的とした RWD WG を設置し、RWD の活用に関する課題等を整理・検討するとともに、レジストリに対する相談の実績を踏まえ、信頼性担保に係る留意点に関する質疑応答集の改正に協力した。 ・ ICH では管理委員会の副議長、IPRP では令和 3 年 6 月まで管理委員会の議長を務め、グローバルな場での規制調和推進をリードした。また、ICH の複数の作業部会で議長を務め、国際調和に向けた議論をリードした。 ・ APEC-LSIF-RHSC の共同議長を務めるとともに、3 つの優先作業領域のリード国を務め、薬事規制の調和に主導的な役割を果たした。 ・ 令和 2 年度から令和 4 年度にかけて、厚生労働省とア			
--	--	--	---	--	--	--	--

		イ 規制調和活動の積極的推進 ・国際会議において、日本から新規トピックスを提案するとともに、日本が主導して国際的な規格基準を作成するほか、他国が主導する案件においても日本からの意見を表明し、国際的な規格基準の作成・国際協力に積極的に貢献する。	ジアンネットワーク会合*を3回共催した。同会合にて議論をリードすることで、規制調和・国際協力に積極的に貢献した。 * アジアンネットワーク会合：中国、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム及び日本の各国規制当局からなる会合 ・OTC 薬規制に係るアジア地域規制当局間会議（Self-CARER）の再開に向け、Self-CARER2022をタイで実施した（令和4年度）。 ・M13 及び GDG（Generic Discussion Group）を通し、後発医薬品に関する ICH ガイドラインの策定活動に積極的に関与した。 ・ IPRP BEWGG において、後発医薬品のガイドラインの国際標準化に向け、各国規制当局間で規制の Gap 分析を行い、「経口製剤と注射剤のヒト試験免除」に関する論文（令和2年度）及び「放出調節製剤の含量違いのヒト生物学的同等性試験免除」に関する論文（令和3年度）を公表するとともに、後発医薬品の代替標準製剤の取扱いに関する各国規制当局における規制等の分析を行い、「自国で標準			
--	--	---	--	--	--	--

		・日本薬局方について、欧米アジアの各薬局方との連携の推進等、国際対応の充実強化を図る。	製剤が利用できない場合の代替標準製剤」に関する論文（令和４年度）を公表した（いずれも Journal of Pharmacy & Pharmaceutical Sciences）。また、IPRP QWG において、各国規制当局間における承認後の変更手続きの Gap 分析を行い、その調査結果とともに、Quality assessment report（令和３年度）を公表（IPRP website）するとともに、医薬品品質知識管理システム（PQ KMS）に関する ICMRA-ICH-PIC/S-IPRP 共同リフレクションペーパー（RP）の作成（令和４年度）に協力し、当該 RP に基づき新規プロジェクトを選定（令和４年度）した。 ・日米欧三薬局方検討会議（PDG）対面会合及びウェブ会議に積極的に参加し、密な情報交換を行うことで、試験法及び添加物基準の新規調和・改正に貢献した（令和元～４年度）。 ・日米欧に加え、アジアを含む世界各国の薬局方との薬局方基準の調和を目指し、PDG のメンバーシップ拡大のためのパイロットプログラムに着手し、インド薬局方をパイロットプログラムの参加薬局方として PDG に迎え入れた（令和２～４年度）。 ・PDG において、ICH 専門家部会よりメンテナンス作業を引き継いだ ICH Q4B につ			
--	--	--	---	--	--	--

				いて、日米欧以外の ICH レギュラトリーメンバー国・地域の薬局方を含めるためにパイロットとして 3 件の試験法のメンテナンス作業を欧米薬局方と連携しながら進め、パイロットの結果と正式な作業へ移行するための推奨事項を ICH 総会で報告した（令和元～4 年度）。 ・ PDG の発足 30 周年を記念したシンポジウムを厚生労働省と共に主催し、日米欧薬局方事務局及び WHO の代表者、並びに業界団体代表者から講演いただき、薬局方の調和活動についてステークホルダーの理解を深めた（令和元年度）。 ・ 欧州薬局方との協力覚書（MOC）に基づき、欧州薬局方委員会への継続的なオブザーバー参加及び欧州薬局方主催のワークショップでの講演を通じて、積極的な連携強化及び情報収集を行い、薬局方基準の調和活動を促進した（令和元～4 年度）。 ・ 米国薬局方に PMDA 職員をリエゾンオフィサーとして派遣し密な情報交換を行った（令和元年度）。 ・ 米国薬局方及び厚生労働省と共催して、「医薬品に果たす品質の役割」に関するワークショップを開催（参加登録 1000 名超）し、日米の定量 NMR 等に関する取組みについて紹介した（令和 3 年度）。 ・ WHO が主導する世界薬局方会議（IMWP）に積極的に参加し、（各年度）欧米薬局方			
--	--	--	--	---	--	--	--

		等と協同し、薬局方の価値に関する白書の最終案を作成した（令和元年度）。また、COVID-19のパンデミック対応として、特に、ファビピラビル及びファビピラビル錠のIMWP モノグラフの作成を主導し、公表した（令和3年度）。さらに、世界薬局方会議のパンデミック対応における課題の解決を目的に設置される WG への参画を表明した（令和4年度）。 ・協力覚書に基づき、第2回日中薬局方フォーラムを開催した（令和元年度）。また、中国薬典と二国間会合を実施し、相互理解と協力関係を深化した（令和元～2年度）。さらに、今後の二国間会合に向け意見交換を行った（令和3～4年度）。 ・日本 - タイ協働の成果として、タイにおいて日本薬局方が参照薬局方とされた（令和元年度）。			
	リアルワールドデータの活用についての規制当局間の意見交換の推進 ・多国間交渉・会議を活用して、国際的な規格基準の規制調和に向けた議論を主導的に進める。	② 二国間関係の強	・ ICH にて、RWD 活用に関する情報交換及び調和可能領域の検討を行うとともに、令和4年度には、PMDA より提案した RWD 活用促進に向けたガイドライン作成のための EWG を発足させた。		

	化及びA T C の充実強化 ア 欧米アジア諸国、国際機関等との連携強化 ・欧米・アジア諸国、国際機関等との協力関係の充実を図る。 特に米国F D A及び欧州E M A と協力し、守秘取決めに 関する交換書簡に基づく二国間協議の推進 及び情報の受発信の促進を図る。		・アジア諸国との間で、医薬品規制に関するセミナーを実施した。 (令和元～4 年度実施実績) <table> <tr><th>開催相手</th><th>実施回数</th></tr> <tr><td>インド</td><td>2 回</td></tr> <tr><td>インドネシア</td><td>2 回</td></tr> <tr><td>タイ</td><td>2 回</td></tr> <tr><td>台湾</td><td>1 回</td></tr> <tr><td>フィリピン</td><td>4 回</td></tr> <tr><td>ベトナム</td><td>3 回</td></tr> <tr><td>マレーシア</td><td>3 回</td></tr> <tr><td>ASEAN</td><td>1 回</td></tr> </table> ・アジア諸国との間で、医薬品規制に関するシンポジウムを実施した。 (令和元～4 年度実施実績) <table> <tr><th>開催相手</th><th>実施回数</th></tr> <tr><td>インド</td><td>3 回</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>1 回</td></tr> <tr><td>タイ</td><td>4 回</td></tr> <tr><td>台湾</td><td>4 回</td></tr> <tr><td>中国</td><td>1 回</td></tr> <tr><td>ベトナム</td><td>3 回</td></tr> <tr><td>マレーシア</td><td>1 回</td></tr> <tr><td>ASEAN</td><td>1 回</td></tr> </table> ・アジア諸国との間で、薬事規制に関する規制当局間会合を実施した。 (令和元～4 年度実施実績)	開催相手	実施回数	インド	2 回	インドネシア	2 回	タイ	2 回	台湾	1 回	フィリピン	4 回	ベトナム	3 回	マレーシア	3 回	ASEAN	1 回	開催相手	実施回数	インド	3 回	韓国	1 回	タイ	4 回	台湾	4 回	中国	1 回	ベトナム	3 回	マレーシア	1 回	ASEAN	1 回			
開催相手	実施回数																																									
インド	2 回																																									
インドネシア	2 回																																									
タイ	2 回																																									
台湾	1 回																																									
フィリピン	4 回																																									
ベトナム	3 回																																									
マレーシア	3 回																																									
ASEAN	1 回																																									
開催相手	実施回数																																									
インド	3 回																																									
韓国	1 回																																									
タイ	4 回																																									
台湾	4 回																																									
中国	1 回																																									
ベトナム	3 回																																									
マレーシア	1 回																																									
ASEAN	1 回																																									

開催相手	実施回数
インド	5 回
インドネシア	3 回
韓国	2 回
シンガポール	3 回
タイ	5 回
台湾	4 回
中国	3 回
フィリピン	2 回
ベトナム	3 回
マレーシア	7 回
ミャンマー	1 回

・欧州 EMA 及び米国 FDA と COVID-19に係わる最新情報について、守秘取決め下、で情報交換を行い、厚生労働省・PMDA 対応施策に反映させた。

・豪州における OTC・部外品領域の日本の参照領域を拡大すべく、豪州規制当局と協議した（令和 2 年度）。

- ・ 欧州 EMA に PMDA リエゾン派遣し、情報交換等を行った。
- ・ 欧州 EMA に駐在する PMDA リエゾン等を通じて、COVID－19 や定期的に開催されている専門委員会（CHMP、PRAC 等）での議論等の最新情報を時宜を得て入手し、審査業務に役立てた。

・ 米国・欧州への人材派遣を可能な限りを行い、各国との連携強化を図る。

イ A T C の研修の充実を通じたキャパシティビルディングの推進

	・アジア諸国の規制当局の担当者等に対し、国際標準を踏まえた日本の規制の理解を促すため各種セミナーを提供し、各国の規制水準の向上に貢献する（アジアの国において年2回以上のトレーニングを開催（審査業務又は安全対策業務に関して実施した延べ数）、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3（Good）以上の割合が延べ75%以上を達成する。）。 ウ 二国間協議による日本の規制手法の導入の支援と日本の審査結果の受け入れの推進 ・二国間合同シンポジウムや規制当局間会合を通して、相手国の要望に応えつつ、日本の審査結果の相手国規制への取	＜主な定量的指標＞ ・アジアの国におけるトレーニングの開催件数及び参加者の満足度。	・アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター（令和元～4年度セミナー/ウェビナー開催実績） <table> <tr> <th>年度</th><th>実施回数 (うちアジア)</th><th>満足度 (%) (うちアジア)</th></tr> <tr> <td>R1</td><td>10 (3)</td><td>100 (100)</td></tr> <tr> <td>R2</td><td>11 (5)</td><td>99 (98)</td></tr> <tr> <td>R3</td><td>18 (9)</td><td>100 (100)</td></tr> <tr> <td>R4</td><td>20 (10)</td><td>100 (100)</td></tr> </table> ・令和2年1月よりオンライン教材(e-ラーニング)の提供を開始、一般公開サイトは令和3年3月よりYouTubeに移行させ計48コンテンツを公開、総閲覧回数は年間約3.7万回以上となった。 ・令和3年1月より規制当局向けサイトの提供を開始、計5コースを公開、総受講者数は年間600名以上となった。 ・PMDA-ATCセミナーや各国のニーズに応じた規制当局間会合・シンポジウム等を実施したことにより日本の規制への理解が促進、信頼性が醸成された結果、日本が以下の	年度	実施回数 (うちアジア)	満足度 (%) (うちアジア)	R1	10 (3)	100 (100)	R2	11 (5)	99 (98)	R3	18 (9)	100 (100)	R4	20 (10)	100 (100)			
年度	実施回数 (うちアジア)	満足度 (%) (うちアジア)																			
R1	10 (3)	100 (100)																			
R2	11 (5)	99 (98)																			
R3	18 (9)	100 (100)																			
R4	20 (10)	100 (100)																			

		り込み（簡略審査の対象国化等）を促進させる。 ・アジア諸国等の規制当局との間で医薬品等の規制に関する相互理解を促進するとともに、日本の規制手法が導入できるよう、必要な協力・支援を行う。		国々における簡略審査等の参照国となった。 ・第４期中期計画期間中に日本が医薬品分野における簡略審査等の対象となった主要国・地域 <table> <tr> <th>開催相手</th><th>制度（年度）</th></tr> <tr> <td>インド</td><td>インドでの第３相試験実施免除（令和元年）</td></tr> <tr> <td>インドネシア</td><td>簡略審査制度を、日本を含む参照国１か国で適用可能とする制度への改定※（令和元年）</td></tr> <tr> <td>タイ</td><td>日本薬局方の参照薬局方化（令和元年）</td></tr> <tr> <td rowspan="2">フィリピン</td><td>簡略審査制度の導入（令和４年）</td></tr> <tr> <td>臨床試験実施に関するリライアンスガイドライン（令和４年）</td></tr> </table> ※これまで日本を含む参照国３か国の承認が必要であったものから、参照国１か国で適用可能となった。 ・第４期中期計画期間中に日本を簡略審査等の対象国として承認された医薬品の品目数（パイロットを含む） <table> <tr> <th>開催相手</th><th>品目数</th></tr> <tr> <td>インドネシア</td><td>１</td></tr> <tr> <td>タイ</td><td>２</td></tr> <tr> <td>台湾</td><td>４</td></tr> </table>	開催相手	制度（年度）	インド	インドでの第３相試験実施免除（令和元年）	インドネシア	簡略審査制度を、日本を含む参照国１か国で適用可能とする制度への改定※（令和元年）	タイ	日本薬局方の参照薬局方化（令和元年）	フィリピン	簡略審査制度の導入（令和４年）	臨床試験実施に関するリライアンスガイドライン（令和４年）	開催相手	品目数	インドネシア	１	タイ	２	台湾	４		
開催相手	制度（年度）																								
インド	インドでの第３相試験実施免除（令和元年）																								
インドネシア	簡略審査制度を、日本を含む参照国１か国で適用可能とする制度への改定※（令和元年）																								
タイ	日本薬局方の参照薬局方化（令和元年）																								
フィリピン	簡略審査制度の導入（令和４年）																								
	臨床試験実施に関するリライアンスガイドライン（令和４年）																								
開催相手	品目数																								
インドネシア	１																								
タイ	２																								
台湾	４																								

		エ 各種調査における海外規制当局との連携強化と日本の調査結果の相手国における受け入れの推進 ・GLP、GCP、GMPに関する調査に関して、実施通知や調査報告書等の情報交換を行うなど、海外規制当局との連携を強化する。		<GLP> ・OECD のデータ相互受入れ制度に基づき、GLP 調査結果の相互受入れを行った。 ・OECD 事務局に GLP 担当として、引き続き職員派遣（1 名）を行うとともに原則隔年で開催される OECD 主催 GLP 査察官トレーニングコースにて講師を務める等、GLP に関する国際活動において、PMDA の知見・ノウハウの導入を図った。 <GCP> ・信頼性適合性調査の円滑・効率的な実施に資するため、欧米 GCP initiative へ正式に参加し、米国 FDA 及び欧州 EMA と定期的な電話会議やメールでの情報交換を実施した。 <GMP> ・米国 FDA、ヘルスカナダ、アイルランド HPRA、ブラジル ANVISA、タイ TFDA 等との間で、GMP に関する調査報告書交換を進め、GMP 調査の効率化を図った。（令和元～4 年度）			
	（２）医療機器、再生医療等製品等の審査業務の迅速かつ適切な実施	（２）医療機器、再生医療等製品等の審査業務の迅速かつ適切な実施					

	① 医療機器審査関係 ア 世界最速レベルの審査期間の堅持及び業務の質の向上を図ること。	＜医療機器審査関係＞ ア 世界最速レベルの審査期間の堅持と一層の質の向上 ・各年度に承認された新医療機器（優先品目）の申請から承認までの総審査期間について、80％タイル値で 10 ヶ月を達成する（ただし、申請者側が 10 ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 ・各年度に承認された新医療機器（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、80％タイル値で 14 ヶ月を達成する（ただし、申請者側が 14 ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。	＜評価の視点＞ ・医療機器審査業務について、的確かつ迅速な審査を実施していくために、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。 ＜主な定量的指標＞ ・新医療機器（優先品目）の総審査期間 80％タイル 10 ヶ月 ＜主な定量的指標＞ ・新医療機器（通常品目）の総審査期間 80％タイル 14 ヶ月	・新医療機器（優先品目）の総審査期間（80％タイル値）実績は以下のとおりである 令和元年度 7.3 ヶ月 令和２年度 8.4 ヶ月 令和３年度 8.9 ヶ月 令和４年度 8.8 ヶ月 ・新医療機器（通常品目）の総審査期間（80％タイル値）実績は以下のとおりである 令和元年度 11.1 ヶ月 令和２年度 10.8 ヶ月 令和３年度 11.9 ヶ月 令和４年度 12.0 ヶ月 ・プログラム医療機器審査室において、令和４年度に国内で開発された３件の最先端のプログラム医療機器（CureApp HT 高血圧治療補助アプリ、全静脈麻酔支援シリッジポンプ制御ソフトウェア、サスメド Med CBT-i 不			
--	---	--	---	---	--	--	--

				眠障害用アプリ）の審査を着実にを行い、承認に至った。 ・中期計画に記載されている事項以外であるが、突発的に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に以下のように対応した。 ・新型コロナウイルス感染症に対する医療機器 28 品目の審査を優先的にを行い、承認された。			
	・各年度に承認された改良医療機器（臨床あり）の申請から承認までの総審査期間について、60％マイル値で 10 ヶ月を達成する（ただし、申請者側が 10 ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。	・改良医療機器（臨床あり）の総審査期間 60％マイル 10 ヶ月	＜主な定量的指標＞ ・改良医療機器（臨床あり）の総審査期間 60％マイル 10 ヶ月	・改良医療機器（臨床あり）の総審査期間（60％マイル値） 実績は以下のとおりである 令和元年度 8.6 ヶ月 令和２年度 8.6 ヶ月 令和３年度 8.8 ヶ月 令和４年度 8.9 ヶ月			
	・各年度に承認された改良医療機器（臨床なし）の申請から承認までの総審査期間について、60％マイル値で 6 ヶ月を達成する（ただし、申請者側が 6 ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。	・改良医療機器（臨床なし）の総審査期間 60％マイル 6 ヶ月	＜主な定量的指標＞ ・改良医療機器（臨床なし）の総審査期間 60％マイル 6 ヶ月	・改良医療機器（臨床なし）の総審査期間（60％マイル値） 実績は以下のとおりである 令和元年度 5.5 ヶ月 令和２年度 5.6 ヶ月 令和３年度 5.7 ヶ月 令和４年度 5.8 ヶ月			
	・各年度に承認された後発医療機器の申請から承認までの総	・後発医療機器の総審査期間 60％マイル 4 ヶ月	＜主な定量的指標＞ ・後発医療機器の総審査期間 60％マイル 4 ヶ月	・後発医療機器の総審査期間（60％マイル値） 実績は以下のとおりである			

	イ 先駆け審査指定制度の適切な運用及びR S 戦略相談等の適切な実施を図ること。	審査期間について、60%タイル値で4ヶ月を達成する（ただし、申請者側が4ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 イ 先駆け審査指定制度や条件付き早期承認制度の適切な運用 ・先駆け審査指定制度に基づく申請であって、各年度に承認された新医療機器の申請から承認までの総審査期間について、6ヶ月を達成することを目指す。 ・先駆け総合評価相談に関し、申込み全件について実施する。 ・革新的医療機器条件付き早期承認制度に係る開発前相談に関し、申込み全件について実施する。	＜主な定量的指標＞ ・新医療機器の先駆け審査指定制度に基づく品目の総審査期間6ヶ月 ＜主な定量的指標＞ ・先駆け総合評価相談、革新的医療機器条件付き早期承認制度に係る開発前相談に関し、申込み全件について実施する。 ＜評価の視点＞	令和元年度 3.6ヶ月 令和2年度 3.4ヶ月 令和3年度 3.6ヶ月 令和4年度 3.6ヶ月 ・切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対するホウ素中性子捕捉療法に使用することを目的とした中性子照射装置及びそのプログラムの2品目について、総審査期間6ヶ月以内の短期間で承認し、医療上必要性の高い医療機器をいち早く医療現場に提供することに大きく寄与した。 ・先駆け総合評価相談に関し、申込み全件について実施した（令和元年度：12件、令和2年度：0件、令和3年度：3件、令和4年度：6件）。 ・医療機器等条件付き承認制度（旧名称 革新的医療機器条件付早期承認制度）に係る開発前相談に関し、申込み全件について実施した（令和元年度：2件、令和2年度：0件、令和3年度：0件、令和4年度：1件）。			
--	--	---	---	---	--	--	--

		ウ R S 戦略相談等の実施 ・R S 戦略相談等に関し、申込み全件について実施する。 ・R S 総合相談の出張相談を積極的に実施する。	・新医療機器にかかるR S 戦略相談等の円滑な実施のため、中期計画に掲げられている各種取組が着実に行われているか。 ＜主な定量的指標＞ ・R S 戦略相談等を申込み全件について実施する。	・医療機器及び体外診断薬にかかるR S 総合相談、R S 戦略相談（事前面談も含む）に関し、申込み全件について実施した。 R S 総合相談：令和元年度 95 件、令和 2 年度 96 件、令和 3 年度 81 件、令和 4 年度 86 件 R S 戦略相談：令和元年度 95 件、令和 2 年度 71 件、令和 3 年度 91 件、令和 4 年度 79 件 ・R S 総合相談の出張相談を、以下の通り実施した。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から出張相談を実施できない時期は、W e b 会議システムによる相談実施体制を整え、出張相談の代替手段とした。 令和元年度出張 5 回 (23 件)、令和 4 年度出張 5 回 (22 件) （令和 2 年度及び令和 3 年度は出張相談を実施しなかった。） ・中期計画に記載されている事項以外であるが、プログラム医療機器については、令和 3 年 4 月 1 日付けで医療機器ユニット内にプログラム医療機器審査室を設置するなど体制強化を図った。医療機器変更計画確認申請を令和 3 年度			
--	--	---	--	---	--	--	--

	ウ 後発医療機器の審査の合理化及び次世代評価指標の構築によるイノベーションへの的確な対応を行うこと。	エ 後発医療機器の審査の合理化 ・後発医療機器の審査の遅れの原因に関して、関係者から状況を聴取の上、対応策を検討し、改善の取組に関する通知（1本／年）を発出する。 オ 次世代評価指標の構築によるイノベーションへの的確な対応 ・AI、ゲノム解析、量子ビーム等革新的・先端的技術を活用した医療機器開発に向けた「次世代評価指標」の構築によるイノベーションへの的確な対応を図る。	＜その他の指標＞ ・後発医療機器の審査の遅れの改善のための通知を毎年度1本発出できたか。	2件、令和4年度2件受け付け、調査終了した。また、医療機器プログラム総合相談は令和3年度238件、令和4年度216件について適切に対応した。 ・審査の迅速化及び合理化にかかる通知等が毎年度1本以上発出され、それらの作成に協力した。 ・医療機器 期中において、①人工知能分野をはじめ、②在宅医療機器分野、③難治性創傷治療機器分野、④麻酔支援装置分野、⑤乳がん診断支援装置分野、⑥行動変容を伴う医療機器プログラム分野、⑦体内埋め込み型能動型機器（高機能人工心臓システム）、⑧脱細胞化組織利用機器にかかる計8件の「次世代評価指標」作成及び改訂に協力し、的確な対応を図った。 ・再生医療等製品 期中において、①ヒト（同種）iPS（様）細胞加工製品を用い			
--	---	---	--	--	--	--	--

				た亜急性期脊髄損傷(外傷性)の治療、②ヒト(自己)末梢血 CD34 陽性細胞加工製品を用いた非代償性肝硬変の治療、③ヒト(同種)脂肪組織由来間葉系幹細胞加工製品を用いた非代償性肝硬変の治療、④ヒト(自己)骨髄由来間葉系幹細胞加工製品を用いた非代償性肝硬変の治療、⑤ヒト(同種) iPS 細胞由来心筋細胞シートを用いた虚血性心筋症の治療に関する計 5 件の「次世代評価指標」作成に協力し、的確な対応を図った。			
② 体外診断用医薬品審査関係	＜体外診断用医薬品審査関係＞ ア 迅速な審査の実施、予見可能性及び業務の質の向上を図ること。	＜体外診断用医薬品審査関係＞ ア 迅速な審査の実施(予見可能性の向上)と一層の質の向上 ・各年度に承認された体外診断用医薬品の専門協議品目(国立感染症研究所による承認前試験を要する品目を含む)の申請から承認までの総審査期間について、以下のとおり、平成 35 年度までに 80% タイル値で 12 ヶ月を達成する(ただし、申請者側が 12 ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。)	＜評価の視点＞ ・体外診断用医薬品審査業務について、的確かつ迅速な審査を実施していくために、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。 ＜主な定量的指標＞ ・体外診断用医薬品(専門協議品目)の総審査期間 平成 31 年度 50%タイル値で 12 ヶ月 平成 32 年度 60%タイル値で 12 ヶ月 平成 33 年度 60%タイル値で 12 ヶ月 平成 34 年度 70%タイル値で 12 ヶ月 平成 35 年度	・体外診断用医薬品(専門協議品目)の総審査期間実績は以下のとおりである 令和元年度 50%タイル値は 11.0 ヶ月 令和 2 年度 60%タイル値は 3.5 ヶ月 令和 3 年度 60%タイル値は 6.2 ヶ月 令和 4 年度 70%タイル値は 10.9 ヶ月			

		平成 31 年度 50％タイル値で 12 ヶ月 平成 32 年度 60％タイル値で 12 ヶ月 平成 33 年度 60％タイル値で 12 ヶ月 平成 34 年度 70％タイル値で 12 ヶ月 平成 35 年度 80％タイル値で 12 ヶ月 ・各年度に承認され た体外診断用医薬品 （通常品目）の申請 から承認までの総審 査期間について、 80％タイル値で7ヶ 月を達成する（ただ し、申請者側が7ヶ 月以上の資料整備期 間を要したものを除 く。）。	80％タイル値で 12 ヶ月 ＜主な定量的指標＞ ・体外診断用医薬品 （通常品目）の総審査 期間 80％タイル 7 ヶ月	・体外診断用医薬品（通常品 目）の総審査期間（80％タイ ル値）実績は以下のとおりで ある 令和元年度 6.8 ヶ月 令和 2 年度 6.4 ヶ月 令和 3 年度 6.3 ヶ月 令和 4 年度 6.6 ヶ月 ・中期計画に記載されている 事項以外であるが、突発的に 発生した新型コロナウイルス 感染症の世界的大流行に以下 のように対応した。 ・新型コロナウイルス感染症 に関連する医療用の体外診断 用医薬品として 132 品目、一 般用抗原検査キット（OTC）と して 16 品目の審査を優先的 に行い、承認された。			
イ	先駆け審査指	イ 先駆け審査指定					

	定制度の適切な運用及びR S 戦略相談等の適切な実施を図ること。	制度の適切な運用、R S 戦略相談等の実施による適切な助言 ・先駆け審査指定制度に基づく申請であって、各年度に承認された体外診断用医薬品の申請から承認までの総審査期間について、6ヶ月を達成することを目指す。 ・先駆け総合評価相談、R S 戦略相談等に関し、申込み全件について実施する。 ウ 遺伝子パネル検査、コンパニオン診断システムへの対応の充実 ・コンパニオン診断システム等の審査においては、医薬品審査部門と連携した的確な進行管理を引き続き行うとともに、関連する評価指針の	＜主な定量的指標＞ ・体外診断用医薬品の先駆け審査指定制度に基づく品目の総審査期間6ヶ月 ＜主な定量的指標＞ ・先駆け総合評価相談、R S 戦略相談等に関し、申込み全件について実施。	・先駆け・先駆的審査指定制度に基づく品目の総審査期間実績は以下のとおりである 令和元年度～令和4年度 該当品目なし ・先駆け総合評価相談、RS 戦略相談等に関し、申込み全件について実施した。 体外診断用医薬品にかかる先駆け総合評価相談：令和元年度3件、令和2年度8件、令和3年度0件、令和4年度3件 医療機器及び体外診断用医薬品にかかる RS 戦略相談等：令和元年度190件、令和2年度167件、令和3年度172件、令和4年度165件 ・医薬品審査部門と連携の上、医薬品の開発に遅滞・影響等なく、コンパニオン診断システム等の承認審査を確実にを行い、承認されたコンパニオン診断システム等については PMDA のホームページにて			
--	---	--	---	---	--	--	--

		作成等について横断的基準作成等プロジェクト活動に協力する。 ・遺伝子パネル検査等の先端技術を応用したゲノム診断に係る製品の審査・相談の実施・協力を進めるとともに、関連する評価指針の作成等に協力する。		情報提供した。また、横断的基準作成等プロジェクト活動に参画し、関連業界団体とのワークショップ「がんゲノム医療実装を見据えたコンパニオン診断薬等の規制のあり方」を開催し、通知やガイダンス等 5 本の発出に協力した。 ・遺伝子パネル検査の標準化に関する AMED 研究班に参画し、「遺伝子パネル検査によるコンパニオン診断システムの標準化に向けた検討」報告書の作成及び海外論文の投稿に協力した。また、関連学会により取り纏められた「血中循環腫瘍 DNA を用いたがんゲノムプロファイリング検査の適正使用に関する政策提言」の作成に協力した。			
③ 再生医療等製品審査関係	＜再生医療等製品審査関係＞ ア 世界最速レベルの審査期間の堅持及び業務の質の向上を図ること。	・各年度に承認された再生医療等製品（優先品目）の申請から承認までの総審査期間について、50%タイル値で9ヶ月を達成する（ただし、平成31年4月以降に申請され、かつ	＜評価の視点＞ ・再生医療等製品審査業務について、的確かつ迅速な審査を実施していくために、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。 ＜主な定量的指標＞ ・再生医療等製品（優先品目）の総審査期間 50%タイル 9 ヶ月	・再生医療等製品（優先品目）の総審査期間（50%タイル値） 実績は以下のとおりである 令和元年度 承認品目なし 令和2年度 9.5 ヶ月 令和3年度			

	治験相談を利用した品目に限る。また、申請者側が9ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 ・各年度に承認された再生医療等製品（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、50%タイル値で12ヶ月を達成する（ただし、平成31年4月以降に申請された品目であって、治験相談を利用したものに限る。また、申請者側が9ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）に関する事前審査に要する期間について、以下のとおり達成する（ただし、申請前確認の事務処理期間は、所定の対面助言を利用した場合のみ適用する。）。 【申請前確認】 第1種使用	＜主な定量的指標＞ ・再生医療等製品（通常品目）の総審査期間 50%タイル12ヶ月 ＜主な定量的指標＞ ・カルタヘナ法に関する事前審査に要する行政側期間（申請前確認の事務処理期間は、所定の対面助言を利用した場合のみ適用する。） 【申請前確認】 第1種使用	9ヶ月 令和4年度 9ヶ月 ・再生医療等製品（通常品目）の総審査期間（50%タイル値） 実績は以下のとおりである 令和元年度～令和3年度 承認品目なし 令和4年度 10.8ヶ月 ・遺伝子組換え生物等の使用に関し、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（カルタヘナ法）に定める第1種使用等の承認と第2種使用等の確認に関する事前審査に係る令和元～4年度の実績は以下のとおりであった。 【申請前確認】(所定の対面助言を利用したもの)			
--	---	--	--	--	--	--

		50％タイル値で4ヶ月 第2種使用 50％タイル値で2ヶ月 【事前審査】 第1種使用 50％タイル値で6ヶ月 第2種使用 50％タイル値で2ヶ月	50％タイル値で4ヶ月 第2種使用 50％タイル値で2ヶ月 【事前審査】 第1種使用 50％タイル値で6ヶ月 第2種使用 50％タイル値で2ヶ月	第1種使用等の確認（50％タイル値）の実績については、令和元年度は0.5ヶ月で200.0%、令和2年度は1.3ヶ月で200.0%、令和3年度は1.5ヶ月で200.0%、令和4年度は1.3ヶ月で200.0%の成果をあげた。 第2種使用等の確認は実績がなかった。 【事前審査】 第1種使用等の承認（50％タイル値）の実績については、令和元年度は4.7ヶ月で150.0%、令和2年度は3.9ヶ月で200.0%、令和3年度は2.7ヶ月で200.0%、令和4年度は3.1ヶ月で200.0%の成果をあげた。 第2種使用等の確認（50％タイル値）の実績については、令和元年度は0.9ヶ月で200.0%、令和2年度は0.9ヶ月で191.4%、令和3年度は0.8ヶ月で186.2%、令和4年度は1.1ヶ月で190.4%の成果をあげた。			
イ	先駆け審査指定制度の適切な運用及びRS戦略相談等の適切な実施を図ること。	イ 先駆け審査指定制度の適切な運用、RS戦略相談等の実施による適切な助言 ・先駆け総合評価相談、RS戦略相談等に関し、申込み全件について実施する。	＜主な定量的指標＞ ・先駆け総合評価相談、RS戦略相談等に関し、申込み全件について実施。	・先駆け総合評価相談、RS戦略相談等に関し、申込み全件について実施した。 再生医療等製品にかかる先駆け総合評価相談：令和元年度0件、令和2年度8件、令和3年度4件、令和4年度0件			

		・開発段階での治験相談において、相談者に対する最先端の科学的知見に基づく的確な助言を行う。 ウ 新たな相談区分の設定 ・カルタヘナ法に関する事前審査について、新たに事前確認前相談を設定する。		再生医療等製品にかかる RS 戦略相談等：令和元年度 210 件、令和 2 年度 244 件、令和 3 年度 210 件、令和 4 年度 199 件 ・開発段階での治験相談において、相談者に対する最先端の科学的知見に基づく的確な助言を行った。 ・平成 31 年 4 月より実施しているカルタヘナ法関連相談事前面談（事前面談）の実績は、令和元年度 17 件、令和 2 年度 38 件、令和 3 年度 50 件、令和 4 年度 36 件。 カルタヘナ法関連相談（対面助言）の実績は、令和元年度 4 件、令和 2 年度 11 件、令和 3 年度 12 件、令和 4 年度 6 件。			
④ 信頼性保証関係	＜信頼性保証関係＞ ア 適合性調査の効率的な実施 ・医療機器等の承認申請に係る試験等の適正な実施を促進するための啓発活動を行うとともに、申請資料の信頼性の確保を図るための適合性調査を効率的に実施する。	＜評価の視点＞ ・各種調査について質の向上のための各種取組及び調査を通し業務の質の向上のため、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。 【医療機器関係】 ・「医療機器・体外診断薬製造販売承認等に係る講習会」、「実践に基づく医療イノベーション研究会」、「協働計画における医療機器講習会」、「東京医科歯科大学 歯科器材開発シンポジウム」「日本血管外科学会」等において、信頼性					

			調査（非臨床・臨床）の基本的事項、レジストリの利活用について、最近の事例、適切な治験の実施、リモート調査における留意点などを説明した。 ・リモート調査に係る通知を発出し、新型コロナウイルス感染症の拡大下における新たな調査手法を取り入れ、現地調査が困難な状況下においても効率的に調査を実施した。 【再生関係】 ・再生医療等製品の承認時期に影響を及ぼさない時期に、効率的かつ効果的な調査を実施した。また、コロナ禍においては、リモート調査の手法を確立するとともに、企業を対象にしたオンライン説明会を開催し、その内容を周知した。さらに、その手法を定めた手続き通知を発出した。 ・再生医療等製品の承認申請に係る試験等の適正な実施を促進するための啓発活動として、GCP 研修会、GLP 研修会、GPSP 説明会等を開催した。また、適合性調査を効率的に実施するため、調査手法を適宜見直し、適合性調査手続き通知を改正した。さらに、必要な情報を迅速に発信するため、PMDA ホームページに専用ページを設け、補足説明資料を頻回に更新した。 ・その他、再生医療等製品の品質・非臨床試験に対する適合性書面調査について、更なる公平性確保と負担軽減に資する運用変更を行った。			
--	--	--	---	--	--	--

		・調査関連の情報交換等を行うことにより、海外規制当局との連携を強化する。		【医療機器関係】 ・ RAPS Regulatory Convergence 及び HBD 活動を通じ、日本における医療機器の信頼性調査に係る情報を海外に向けて発信するとともに、海外の信頼性調査に係る情報収集を行った。 ・ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）による事業「小児用医療機器の日米同時開発に係る課題抽出等に関する研究」(令和元年度～令和３年度)において、日米における GCP 調査手順の比較に関する研究に協力し、米国における調査手法について情報収集を行った。			
イ リアルワールドデータの申請資料への活用に向けて適切に対応すること。	イ リアルワールドデータ等への適切な対応	・臨床研究の成果及びレジストリデータ等のリアルワールドデータの申請資料への活用に向けた対応等を行う。		【医療機器関係】 ・「「レジストリデータを承認申請等に利用する場合の信頼性担保のための留意点」について」(令和３年３月 23 日付け薬生薬審発 0323 第 2 号、薬生機審発 0323 第 2 号)、「「承認申請等におけるレジストリの活用に関する基本的な考え方」について」(令和３年 3 月 23 日付け薬生薬審発 0323 第 1 号、薬生機審発 0323 第 1 号)の発出に協力した。これらの通知に基づき、レジストリの利活用を考える企業に対しチェックリストを案内し、対面助言において受け入			

			れの可否を判断した。 ・リアルワールドデータの活用に関する全般相談を受け、平成 31 年 4 月に新設した「医療機器レジストリ信頼性調査相談」、「医療機器レジストリ活用相談」の実施に向けた調整を行った。対面助言では、医療機器レジストリ信頼性調査相談を 4 件、医療機器レジストリ活用相談を 5 件実施した。 ・レジストリデータを臨床試験の代替として活用した承認申請品目について、レジストリデータの信頼性について確認等を行い、データの信頼性については担保されていると判断した。 【再生関係】 ・リアルワールドデータの活用に関しては、「レジストリデータを承認申請等に利用する場合の信頼性担保のための留意点」に関する文書を取りまとめた。 ・適合性調査手続き通知の改正に、承認申請等にリアルワールドデータが添付された際の適合性調査の手法を明確化した。 ・リアルワールドデータの利用者の利便性向上を図るため、再生医療等製品レジストリ活用相談及び再生医療等製品レジストリ信頼性調査相談を新設し、令和 4 年度までに、後者の相談を 1 件実施した。 また、これらの相談で得られた知見の中から一般化できる内容を取りまとめ、厚生労働			
--	--	--	--	--	--	--

	⑤ 品質管理関係 ア QMS（注7） 実地調査体制の充 実を図ること。	＜品質管理関係＞ ア QMS実地調査 の充実 ・QMS実地調査体 制の拡充を図り、製 品の使用に当たっ ての危害の程度、製造 管理又は品質管理に 注意を要する程度、 過去の調査実績、不 具合報告（回収等含 む）、国際連携等を総 合的に考慮し、製造 販売業者及び製造所 への実地調査をより 充実させ、施設にお ける製造管理・品質 管理の質の向上に資 する。		省による事務連絡として周知 を図った。 ・製造販売後データベースに 対する適合性調査を適切に実 施するため「データベース調 査管理ツール」を公開した。			
	イ 単回使用医療 機器に係る再製造 品目（注8）の相談 や調査を適切に実 施すること。	イ 単回使用医療機 器の再製造品目への 的確な対応 ・再製造単回使用医 療機器（以下「再製造 SUD」という。）に 係る品目の導入の円 滑化を図るため、再		・医療機器等の製造管理及び 品質管理の実務経験者を4名 採用し、実地調査体制の拡充 を図るとともに、QMS調査 員への専門教育を適時実施 し、QMS調査の質の向上を 図った。また、製造管理又は 品質管理に注意を要する程度 の高い製造所を効率的に抽出 する評価手法を改善し、調査 員への実地調査の割り当てを 適切に行うことで、人的資源 の有効活用を図った。さらに、 医療機器等の製造販売承認に 係るQMS調査について、総 審査期間に影響を及ぼさない よう、適切な進捗管理と、迅 速かつ効率的な調査を実施し た。 ・教育資料として、「再製造単 回使用医療機器の製造所に係 る調査手法」を作成して、調 査員を教育し、QMS調査を 実施した。また、上市を望む			

	製造ＳＵＤ評価相談（ＱＭＳ適合性確認）や調査を適切に実施する。また、必要に応じて、ＱＭＳ調査ガイドラインを作成する。		申請者が適切に製造管理及び品質管理を実施できるよう、複数の申請者と全般相談の枠で対応した。			
ウ 医療機器不具合報告等を基にした安全対策の充実を図ること。	ウ 医療機器不具合報告等を基にした安全対策の充実 ・安全対策上寄せられた医療機器の不具合等情報を基に、厚生労働省と連携し、立入検査やＱＭＳ調査を実施することにより、不適切な製造管理・品質管理に起因する不具合の発生・拡大を未然に防止する。		・市販後安全性情報を取り扱う医療機器安全対策課とＱＭＳ調査を行う医療機器品質管理課において、また必要に応じて厚生労働省医薬安全対策課及び監視指導・麻薬対策課に対して、緊密に情報共有を行い、安全対策上懸念がある施設については、ＱＭＳ調査を行う際考慮した。また、医療機器安全対策課の職員がＱＭＳ実地調査に同行し、製造販売業者が有する製品の品質情報に基づく不具合等報告の実施運用状況を精査し、必要に応じて安全対策上の助言を製造販売業者に実施した。			
エ 登録認証機関における認証業務の質の向上を図ること。	エ 登録認証機関における認証業務の質の向上 ・登録認証機関に対するトレーニング等を実施し、不適切な認証授与の発生を未然に防止する。	<評価の視点> ・第三者認証機関である登録認証機関に対する指導監督業務について、国際整合した手法による監査を実施するとともに、認証機関に対する適切なトレーニングを実施できているか。	・ISO/IEC17021-1（適合性評価－マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項－）およびISO/IEC 17065（適合性評価－製品、プロセス及びサービ			

				スの認証を行う機関に対する要求事項）に基づき、薬機法第 23 条の 6 第 4 項に基づく 3 年ごとに実施する登録認証機関の更新調査および毎年実施する定期立入検査を、新型コロナウイルス感染症対策を被検査機関と十分に講じたうえで実施した。 ・令和 4 年度から認証の更なる質の向上と審査機関間の力量の平準化を目的として、登録認証機関が実施する QMS 適合性調査に登録認証機関監督課の職員が同行し、観察の結果に基づいて助言及び指導を行う立会検査を導入した。令和 4 年度は 4 機関に対して立会検査を実施した。 ・登録認証機関向けに審査および調査の質の維持・向上、不適切な認証基準該当性判断および認証審査の回避を目的として、コロナ禍を考慮し、ウェビナー形式および e-ラーニング形式により、毎年トレーニングを実施した。 令和元年度：JIS T 0993-1 改正に伴うトレーニング 令和 2 年度から令和 4 年度まで毎年度：認証基準該当性簡易相談等に関するトレーニング 令和 4 年度：認証基準制定および改正に係るトレーニング（2 回実施）		
	オ G C T P （注 9）調査に係るガイドラインの作成協力・相談体制の構築を図ること。	オ G C T P 調査に係るガイドラインの作成協力及び細胞培養加工施設に対する調査の実施				

	(注 7) 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者等における製造管理及び品質管理の基準（Quality Management System の略）。 (注 8) 添付文書等において、一回限り使用できることとされている医療機器を医療機器製造販売業者が適切に収集し、分解、洗浄、部品交換、再組立て、滅菌等の処理を行う品目をいう。 (注 9) 再生医療等製品の製造所における製造管理及び品質管理の基準（Good Gene, Cellular and Tissue-based Proucts Manufacturing Practice の略）。 【評価における指標】 1 分野ごとに申請から承認までの審査期間の目標値を別紙のとおり設定する。 2 審査業務の質の向上に関して、先駆け審査品目、条件付き早期承認品目に関する相談	・再生医療等製品の特性を踏まえ、審査部門との連携等により、G C T Pに係るガイドラインの作成協力を行うなどの確かな対応を図る。 ・特定細胞加工物の特性を踏まえ、細胞培養加工施設に対する構造設備の基準適合性調査等を的確に実施する。 ＜その他＞ ア 業務のオンライン化等の推進 ・申請者等に対するアクセス向上と業務効率化を図るため、各種申請、相談、届出関係業務の書類の電子化、オンライン化を推進する。	＜評価の視点＞ ・申請者等の利便性向上のための各種取組が実施されているか。	・厚生労働科学研究の GCTP 分野において、製造業者の製造管理・品質管理レベル向上に資するため、 ① GCTP 省令の国際的な整合性に係る検討、及び ② 再生医療等製品の治験製品に係る基準（治験製品 GCTP）の検討 を行うとともに、当該研究を通じて GCTP 調査員の育成を図った。 ・再生医療安全性確保法に基づく細胞培養加工施設の更新時の調査に当たり、当該施設の構造設備に加え、厚生労働省の要請により手順書等の作成状況を確認した。 ・システム改修や業務手順の見直しを進め、令和 3 年度には届出のオンライン提出の受付を開始した。さらに令和 4 年度には申請手続きにも対象を拡大し、医薬品等電子申請ソフトで作成する申請及び届出は全てオンライン提出が可能となった。			
--	---	---	---	---	--	--	--

	及びR S 戦略相談等の申込みに対して、全件相談を実施すること。（平成29 年度実績 全件実施） 【目標の設定及び水準の考え方】 1 分野ごとの申請から承認までの審査期間については、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。 2 審査業務の質の向上及び迅速化を図るため、相談業務についても、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。	イ 規格基準関係業務の適切な実施 ・認証基準、承認基準、審査ガイドライン等の原案作成において主導的な役割を担い、審査の迅速化、質の向上等に寄与する。		・厚生労働省が行う医療機器の承認基準等の作成に協力するため、医療機器の承認基準等に係る委員会を、令和元年度：3 回、2 年度：1 回、3 年度：2 回、4 年度：5 回開催した。 また、令和元年度以降に厚生労働省に報告した承認基準等の件数（制定及び改正）は以下のとおりである。 <table border="1"> <tr> <th>報告年度</th><th>元年度</th><th>2 年度</th><th>3 年度</th><th>4 年度※</th></tr> <tr> <td>承認基準</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>7</td></tr> <tr> <td>認証基準（指定管理医療機器）</td><td>29</td><td>2</td><td>11</td><td>43</td></tr> <tr> <td>認証基準（指定高度管理医療機器）</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr> <tr> <td>審査ガイドライン</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr> </table> ※令和 3 年 12 月の規制改革会議の実施事項を受けて PMDA 医療機器基準課主導の下作成した医療機器プログラムの認証基準制定 3 件（呼吸装置治療支援プログラム及	報告年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度※	承認基準	2	2	1	7	認証基準（指定管理医療機器）	29	2	11	43	認証基準（指定高度管理医療機器）	2	0	0	2	審査ガイドライン	0	0	0	1			
報告年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度※																												
承認基準	2	2	1	7																												
認証基準（指定管理医療機器）	29	2	11	43																												
認証基準（指定高度管理医療機器）	2	0	0	2																												
審査ガイドライン	0	0	0	1																												

		・規格基準の国際調和を戦略的に推進するため、ISO／IEC等の活動に積極的に参画するとともに、関係団体等と連携し、日本発又は日本の考え方を反映した国際標準の策定に	び創外固定器用治療計画支援プログラム（指定管理医療機器）、放射線治療計画プログラム（指定高度管理医療機器）を含む。また、同じく規制改革会議の実施事項を受けて医療機器プログラムの審査のポイント5件（腹膜透析用治療支援プログラム、歯科インプラント治療計画プログラム、眼科手術装置用治療支援プログラム、内視鏡CAD、画像診断装置用CAD）の作成を主導し、ホームページにおいて公表した。これを受けて、「R4年度医療機器プログラム（SaMD）審査ポイント等製販向け説明会」（R5年2月17日～3月31日、計1167名受講）及び「事前質問回答オンライン説明会」（1回実施、計212名受講）を開催した。 ・厚生労働省が行う法第42条基準（医療用エックス線装置基準）改正に主体的に協力した（令和3年度） ・厚生労働省が行う法第41条第3項に定める基準（医療機器の基本要件基準）改正（サイバーセキュリティ関係）に主体的に協力した（令和4年度）。 ・国際標準を戦略的に推進する重点領域（生物学的安全性評価、サイバーセキュリティ、リスクマネジメント等）を中心に毎年平均100回以上の国内外のISO/IEC規格審議委員会に参画（国際会議、Web会議へのリモート参加を含む）し、日本の意見を反映さ			
--	--	--	---	--	--	--

		寄与する。また、引き続き情報発信の拡充を図る。		せた。 ・日本が諸外国とともに共同提案した「手術用ロボット規格」(IEC80601-2-77:2019)及び「リハビリテーション用ロボット規格」(IEC80601-2-78:2019)、「新型コロナウイルス検出のための品質基準」(ISO/TS 5798:2022)が発行された。 ・日本の意見を反映させたホリゾンタル領域の国際規格として「医療機器の臨床試験に関する規格（GCP）」(ISO14155:2020)、「ヘルスソフトウェア及びヘルス IT システムの安全、有効性及びセキュリティに関する規格」(IEC 81001-5-1:2021)が発行された。 ・前中期計画において PMDA が実施したアカデミア派遣事業として日本のエキスパートを派遣した「歯科用磁性アタッチメント」（ISO 13017:2020）(改正)、「義歯安定用材」(ISO 10873:2021)（改正）並びに「義歯床用硬質裏装材」（ISO 23401-1:2023）（制定）を含め、PMDA が規格策定に参画した日本提案の国際規格が発行された。 ・国際規格の原案作成団体間の意見交換を活発化させることを目的として、PMDA が日本医療機器産業連合会に依頼し、「国際規格審議団体分科会」が再組織された（令和元年度～、年 2 回）。17 以上の技術委員会が参画している。 ・この分科会における各国内			
--	--	--------------------------------	--	--	--	--	--

		ウ 関西支部の活用	審議団体からの要望を基に、PMDA が行う新たな支援策として①エキスパート意見交換会の開催（令和 2 年度～）、②コアメンバーが一堂に会して国際会議へ参加するための会議室の提供（令和 4 年度）、③PMDA が提供する副回線にて国際会議中のエキスパート間の連携強化（令和 4 年度）（いずれも生物学的安全性領域）を試行的に実施し、各国内審議団体相互の連携強化を図るための枠組みの構築を図った。 ・医療機器の基準等に関する情報については、認証基準及び承認基準並びにそれらの構成要素である JIS、ISO/IEC、行政通知及び一般的名称等を相互に関連付けた最新情報を、基準等情報提供ホームページにより情報発信し、月 2 回以上の更新を行った。医療機器の国際標準化戦略推進事業の一環として、海外に向けた情報発信の基盤整備を図るとともに、医療機器の英文版ホームページのコンテンツ（900 件超の認証基準に係る使用目的又は効果、告示引用 JIS と ISO/IEC 等の国際規格との関連性、基本要件適合性チェックリストなど）の大幅な拡充に加えて、令和 3 年度以降は体外診断用医薬品の情報発信サイトも新設し、継続的にその推進を図った。			
--	--	-----------	--	--	--	--

		キ 横断的基準作成等プロジェクトチームの活動の充実 ・分野横断的にプロジェクトチームを結成し、課題ごとに開発・評価の考え方を検討し、考え方やガイドライン等の策定と周知につなげる活動を積極的に行う。 ② リアルワールドデータ活用による革新的医療機器の早期実用化への的確な対応	＜評価の視点＞ ・横断的基準作成等プロジェクトチームにおいて検討された成果について、ガイドライン等を策定し、周知を行うことができるか。 ＜評価の視点＞	会報告書(2021年3月30日) ④ マイクロバイオーム研究に基づいた細菌製剤に関する報告書(2022年2月25日) ⑤ エクソソームを含む細胞外小胞(EV)を利用した治療用製剤に関する報告書(2023年1月17日) ・上記報告書のうち、②については英文論文として投稿も行われ、Human Gene Therapy 誌に採択された。 ・令和元年度から令和4年度に、コンパニオン診断薬WGが2件、ICH Q12対応WGが1件の公開のワークショップまたは説明会を開催した。 ・令和3年9月に、横断的PTの患者参画検討WGでは、PMDAの業務における患者参画の推進に当たり、PMDA役職員が参照すべき活動指針を示す「PMDA患者参画ガイドンス」(日本語版及び英訳版)を作成し、PMDAウェブサイト公開した。			
--	--	---	--	--	--	--	--

		ウ 再生医療等製品の規制調和の推進とリアルワールドデータの活用についての規制当局間の意見交換の推進	の推進に協力した。FDA から改 正 案 が 提 出 さ れ た「IMDRF と ISO/IEC 間でリエゾンを組む際の IMDRF 側の体制・責任権限等を規定した手順書（リエゾンプログラムガイダンス、N62）」について、リエゾンプログラムが適正に運用されるよう日本から IMDRF MC 会議に修正案を提出（令和 3 年度）し、令和 4 年度に発行された。 ・日本が諸外国とともに規格原案を共同提案した「手術用ロボット規格」(IEC80601-2-77:2019) 及び「リハビリテーション用ロボット規格」(IEC80601-2-78:2019)、「新型コロナウイルス検出のための品質基準」（ISO/TS 5798:2022）が発行された。 ・日本の意見を反映させたホリゾンタル領域の国際規格として「医療機器の臨床試験に関する規格（GCP）」(ISO14155:2020)、「ヘルスソフトウェア及びヘルス IT システムの安全、有効性及びセキュリティーに関する規格」(IEC 81001-5-1:2021) が発行された。			
--	--	---	---	--	--	--

				<table> <tr> <td>韓国</td><td>1回</td></tr> <tr> <td>タイ</td><td>5回</td></tr> <tr> <td>台湾</td><td>4回</td></tr> <tr> <td>マレーシア</td><td>1回</td></tr> </table> ・第4期中期計画期間中に日本が簡略審査等の対象となった主要国・地域 <table> <tr> <td>開催相手</td><td>制度（年度）</td></tr> <tr> <td>台湾</td><td>医療機器及びIVDの品質管理システムに関する資料の軽減（2018年）</td></tr> </table> ・日本の再生医療等製品の規制モデルを積極的に発信し、日本の規制当局に対する信頼性の醸成及び日本の規制モデルの海外への導出を図る。 ・相手国の要望を踏まえセミナー、シンポジウム等を実施。日本の再生医療製品等規制への理解を促進し、マレーシアにおける同分野の規制制定に貢献している。 ・アジア等の新興国との間で、再生医療製品等規制に関するセミナーを実施した。 （令和元～4年度実施実績） <table> <tr> <td>開催相手</td><td>実施回数</td></tr> <tr> <td>マレーシア</td><td>2回</td></tr> </table> ・アジア等の新興国との間で、再生医療製品等規制に関するシンポジウムを実施した。 （令和元～4年度実施実績） <table> <tr> <td>開催相手</td><td>実施回数</td></tr> <tr> <td>マレーシア</td><td>1回</td></tr> </table>	韓国	1回	タイ	5回	台湾	4回	マレーシア	1回	開催相手	制度（年度）	台湾	医療機器及びIVDの品質管理システムに関する資料の軽減（2018年）	開催相手	実施回数	マレーシア	2回	開催相手	実施回数	マレーシア	1回		
韓国	1回																									
タイ	5回																									
台湾	4回																									
マレーシア	1回																									
開催相手	制度（年度）																									
台湾	医療機器及びIVDの品質管理システムに関する資料の軽減（2018年）																									
開催相手	実施回数																									
マレーシア	2回																									
開催相手	実施回数																									
マレーシア	1回																									

				メンバーの創設及びその拡大を主導し、同メンバーたるアルゼンチン、イスラエル、韓国、シンガポールによるMDSAPの調査結果の受け入れを推進した。			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載）

